



呉市の都市計画



目次

呉市の概要

- ◆ 位置及び地勢 1
- ◆ 気象 1
- ◆ 市域の変遷 2
- ◆ 人口と世帯数 3

呉市の都市計画の概要

- ◆ 都市計画の概要 4

広島圏都市計画区域

- ◆ 都市計画区域 5
- ◆ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 5
- ◆ 区域区分（市街化区域・市街化調整区域） 6
- ◆ 用途地域 6
- ◆ 特別用途地区 12
- ◆ 防火地域・準防火地域 12
- ◆ 駐車場整備地区 13
- ◆ 臨港地区 14
- ◆ 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域 14
- ◆ 道路 15
- ◆ 駐車場 17
- ◆ 公園 18
- ◆ 下水道 20
- ◆ ごみ処理場 21
- ◆ 市場 21
- ◆ 火葬場 22
- ◆ 防火水槽 22
- ◆ 土地区画整理事業 23
- ◆ 市街地再開発事業 23
- ◆ 地区計画 24

川尻安浦都市計画区域

- ◆ 都市計画区域 25
- ◆ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 25
- ◆ 用途地域 26
- ◆ 防火地域・準防火地域 26
- ◆ 臨港地区 26
- ◆ 道路 27
- ◆ 公園 27
- ◆ 下水道 28
- ◆ 火葬場 29
- ◆ 土地区画整理事業 29

音戸都市計画区域

- ◆ 都市計画区域 30
- ◆ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 30
- ◆ 臨港地区 30

開発行為等

- ◆ 呉市内における 3ha 以上の開発行為等 31

都市計画関連事業

- ◆ 都市計画関連事業 33

その他

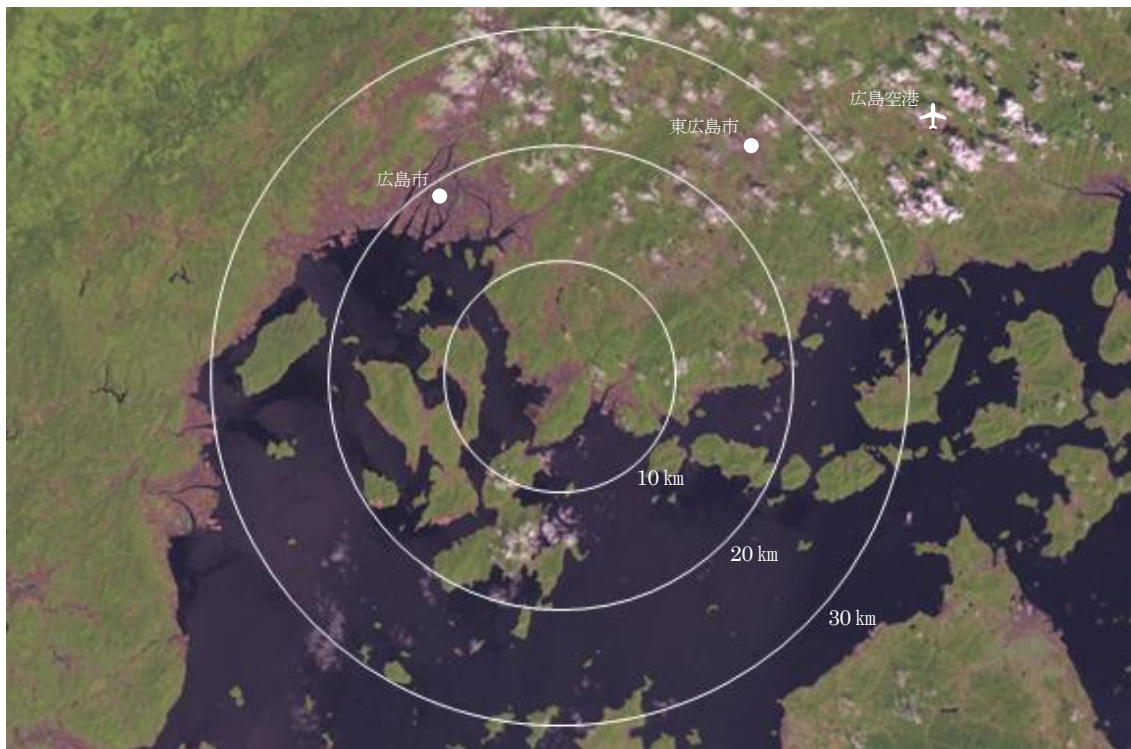
- ◆ 呉市の景観計画 35
- ◆ 呉市の歴史 36

呉市の概要

◆ 位置及び地勢

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、政令指定都市である広島市から約 18 km、東広島市から約 26 km、広島空港から約 39 km の距離にあります。

市域は、瀬戸内海に面する陸地部と倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成されており、架橋により陸続きとなっています。市域面積は 352.04 km² で、東西方向に約 38.7 km、南北方向に約 33.1 km と広がる市域は、瀬戸内海で最も長い約 336.9 km の海岸線を有しています。



東端 東経 132° 52' 07" (豊町御手洗)	北端 北緯 35° 19' 60" (安浦町女子畑)
西端 東経 132° 26' 50" (倉橋町善太郎鼻)	南端 北緯 34° 02' 05" (倉橋町横島)

面積 352.04 km ² (令和 7 年 1 月 1 日現在)	
東西の距離 約 38.7 km	南北の距離 約 33.1 km
海岸線延長 約 336.9 km	

◆ 気 象

月平均気温 (°C)		年平均 気温 (°C)	月平均湿度 (%)		年平均 湿度 (%)	月平均降水量 (mm)		年平均 降水量 (mm)	月平均風速 (m/s)		年平均 風速 (m/s)
最高	最低		最高	最低		最高	最低		最高	最低	
[8月] 27.9	[1月] 6.1	16.5	[7月] 76	[1~4月] 63	68	[7月] 251.4	[12月] 41.5	1,417.2	[12月] 3.1	[6月] 2.1	2.6

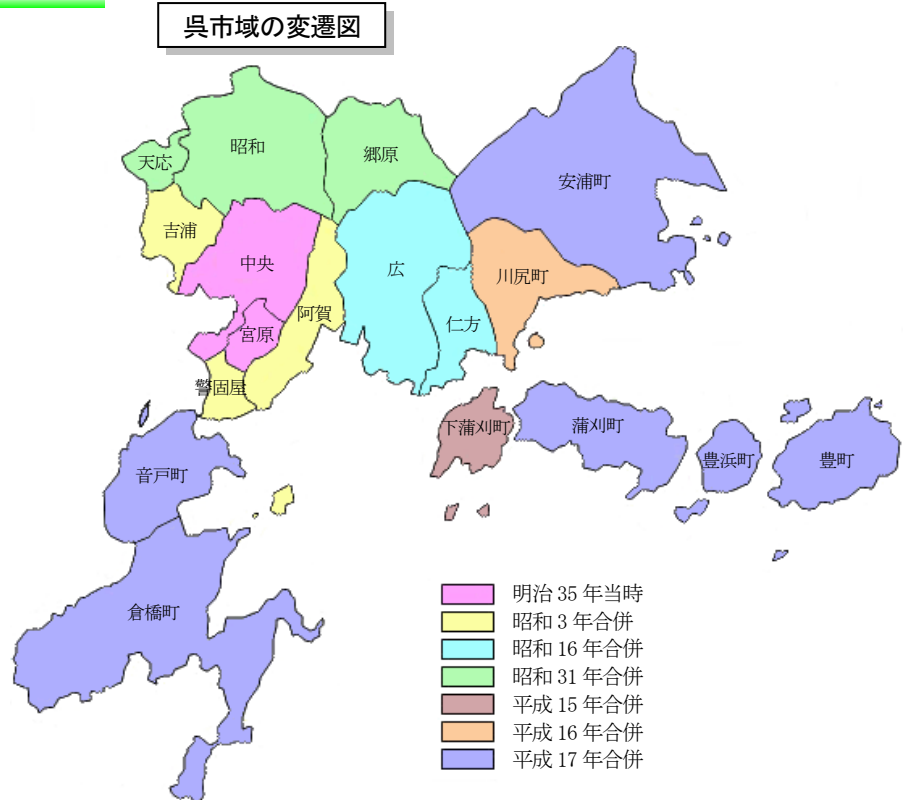
1991~2020 年の観測値の平均 (気象庁)

◆ 市域の変遷

明治の初期まで呉浦は半農半漁の4つの村落でしたが、明治19年第二海軍区軍港の指定、同22年呉鎮守府の開庁とともに本格的な海軍基地の建設が進められ、軍港都市、海軍の町として発展してきました。

その後、基地の拡張とともに急速な人口増加と市街地の拡大により、明治35年10月1日宮原、和庄、荘山田及び二川の4町村が合併して市制を施行し、昭和3年、同16年及び同31年の合併により旧呉市域となりました。

また、平成の大合併により、平成15年4月1日下蒲刈、同16年4月1日川尻、同17年3月20日音戸、倉橋、蒲刈、安浦、豊浜及び豊の8町と合併して現在に至っています。



年次	面積 (km ²)	人口 (人)	記 事
明治 35. 10. 1	23. 14	57, 169	市制の施行 (安芸郡和庄町、荘山田村、宮原村、二川町の合併)
昭和 3. 4. 1	48. 65	169, 095	安芸郡吉浦町、警固屋町、賀茂郡阿賀町と合併
昭和 16. 4. 21	91. 80	259, 584	賀茂郡広村、仁方町と合併
昭和 31. 10. 1	143. 95	209, 987	安芸郡天応町、昭和村、賀茂郡郷原村と合併
平成 15. 4. 1	155. 08	206, 220	安芸郡下蒲刈町と合併
平成 16. 4. 1	171. 83	213, 549	豊田郡川尻町と合併
平成 17. 3. 20	353. 18	259, 224	安芸郡音戸町、倉橋町、蒲刈町、豊田郡安浦町、豊浜町、豊町と合併
(中略)			
平成 26. 10. 1	352. 80	236, 192	電子国土基本図データを用いた高精度な計測に変更
平成 30. 10. 1	352. 81	225, 684	防波堤延長に伴う面積増
令和 8. 2. 28	352. 04	196, 461	人口は住民基本台帳(R.8.2 末)より



中央地区

◆ 人口と世帯数

地区別人口と世帯数（国勢調査）

（単位：世帯，人）

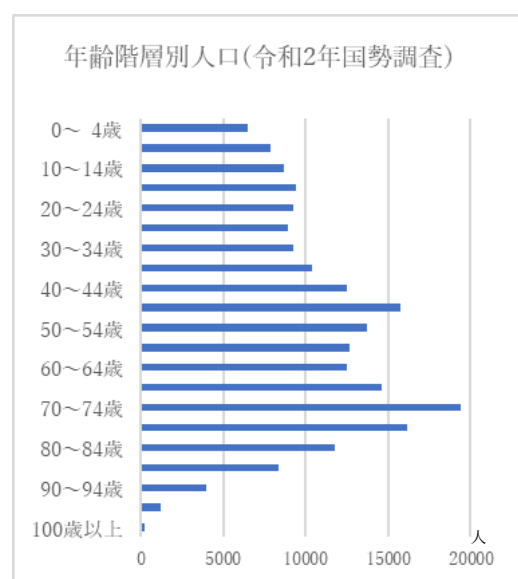
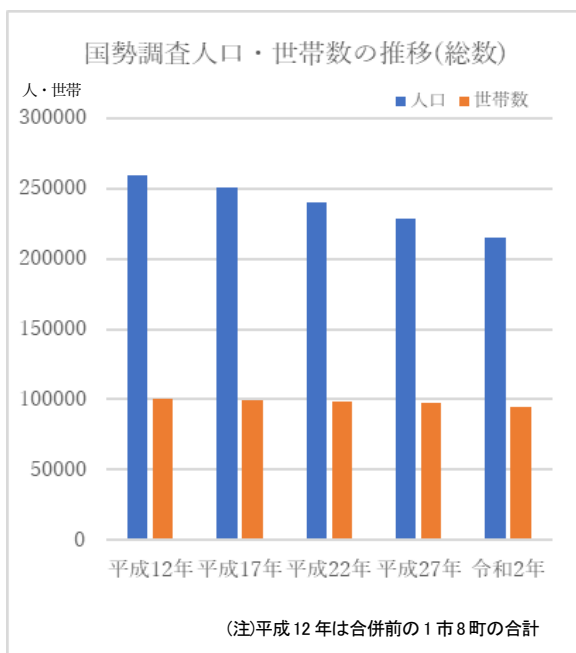
地区	平成 22 年				平成 27 年				令和 2 年			
	世帯数	人口			世帯数	人口			世帯数	人口		
		総数	男	女		総数	男	女		総数	男	女
総 数	98,654	239,973	115,432	124,541	97,412	228,552	110,173	118,379	94,483	214,592	103,816	110,776
中 央	22,888	54,426	27,279	27,147	22,753	52,248	26,400	25,848	22,162	49,650	25,212	24,438
宮 原	3,735	8,024	3,769	4,255	3,397	7,309	3,393	3,916	3,296	6,690	3,156	3,534
警固屋	2,422	5,347	2,494	2,853	2,205	4,737	2,237	2,500	1,940	4,047	1,933	2,114
吉 浦	4,652	10,963	5,247	5,716	4,472	10,297	4,935	5,362	4,317	9,391	4,489	4,902
天 応	1,765	4,269	1,976	2,293	1,699	4,018	1,878	2,140	1,584	3,622	1,698	1,924
昭 和	12,778	34,238	16,207	18,031	12,864	33,237	15,686	17,551	12,985	31,779	14,949	16,830
阿 賀	7,000	17,154	8,192	8,962	6,843	16,140	7,750	8,390	6,595	15,128	7,295	7,833
広	18,911	46,049	22,114	23,935	20,009	46,350	22,259	24,091	19,570	45,323	21,784	23,539
郷 原	1,579	5,047	2,386	2,661	1,646	5,076	2,413	2,663	1,659	4,742	2,284	2,458
仁 方	2,764	6,893	3,313	3,580	2,642	6,351	3,003	3,348	2,513	5,839	2,746	3,093
下蒲刈	694	1,635	784	851	649	1,463	687	776	606	1,288	602	686
川 尻	3,743	9,129	4,438	4,691	3,534	8,372	4,037	4,335	3,580	7,796	3,806	3,990
音 戸	5,480	12,702	6,007	6,695	5,207	11,643	5,505	6,138	4,969	10,616	5,026	5,590
倉 橋	2,690	6,250	2,875	3,375	2,466	5,391	2,517	2,874	2,231	4,676	2,230	2,446
蒲 刈	961	2,060	949	1,111	847	1,662	768	894	760	1,423	661	762
安 浦	4,531	11,763	5,577	6,186	4,388	10,861	5,150	5,711	4,225	9,885	4,696	5,189
豊 浜	915	1,763	797	966	815	1,489	692	797	659	1,172	548	624
豊	1,146	2,261	1,028	1,233	976	1,908	863	1,045	832	1,525	701	824

人口集中地区（D I D）の人口と面積（国勢調査）

（単位：人，km²）

年 次	人 口			面 積
	総 数	男	女	
平成 7 年	178,018	86,263	91,755	30.3
平成 12 年	173,993	84,077	89,916	31.1
平成 17 年	176,623	85,351	91,272	32.17
平成 22 年	163,680	79,479	84,201	30.73
平成 27 年	156,083	76,000	80,083	29.72
令和 2 年	142,702	69,681	73,021	27.71

（注）人口集中地区＝市区町村の境域内で原則として人口密度が1km²当たり約4,000人以上の基本単位区が互いに隣接し，その人口が5,000人以上となる地域をいう。

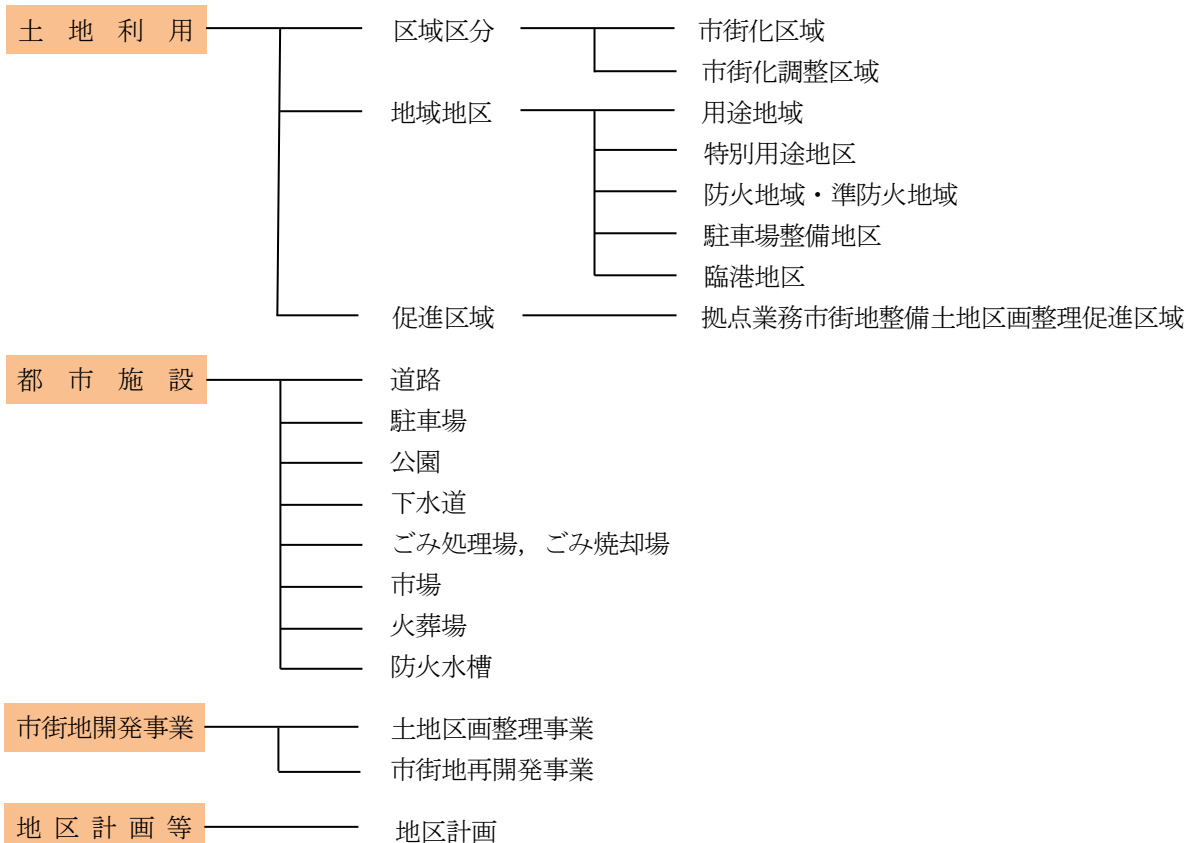


呉市の都市計画の概要

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業等に関する計画です。都市計画は、原則として都市計画区域内において定められます。

本市は、広島圏、川尻安浦及び音戸の3つの都市計画区域を有しており、次の都市計画を定めています。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針



広島圏都市計画区域

都市計画区域

都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、一体的かつ総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定するものです。

広島圏都市計画区域は、広島市を中心として大竹市、廿日市市、呉市、府中町、海田町、熊野町及び坂町の4市4町で構成された広域都市計画区域です。呉市では、旧呉市域のうち情島及び小情島を除いた区域を指定しています。

指定及び変更年月日	指定及び変更の内容	面積(約 ha)
大正 12. 5. 29	呉都市計画区域の指定(勅令第276号)(広島市とともに県下で初)	2,261.4
14. 3. 3	呉都市計画区域の施行(内閣総理大臣より公告)	8,067.0
昭和 17. 2. 20	隣接4町村(安芸郡吉浦町、警固屋町、賀茂郡阿賀町、広村)を追加	9,115.9
41. 6. 14	仁方町を追加(内務省告示第64号)	14,330.0
46. 1. 16	天応町、昭和村、郷原村を追加	14,330.0
48. 12. 28	広島圏都市計画区域(当時3市17町)の指定(広島県公告)	14,432.0
54. 6. 19	公有水面の埋立てに伴う区域の変更(第1回総合見直し)	14,444
62. 3. 2	公有水面の埋立てに伴う区域の変更(第2回総合見直し)	14,470
平成元. 4. 6	公有水面の埋立てに伴う区域の変更	14,471
7. 10. 30	公有水面の埋立てに伴う区域の変更(第3回総合見直し)	14,541
12. 9. 21	公有水面の埋立てに伴う区域の変更	14,550
16. 5. 31	公有水面の埋立てに伴う区域の変更(第4回総合見直し)	14,622



都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」は、平成12年の都市計画法の改正により創設された制度であり、全ての都市計画区域において定めることとされています。このマスタープランは、住民に理解しやすい形であらかじめ長期的な視野に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにすることを目的としています。

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容
平成 16. 5. 17	「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定(広島県告示第730号)
23. 9. 20	変更(広島県告示第857号)
令和 3. 3. 18	変更(広島県告示第219号)

土地利用

◆ 区域区分（市街化区域・市街化調整区域）

区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して定めるものです。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域に定めます。

(呉市関係分のみ)

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容	市街化区域面積(約 ha)	市街化調整区域面積(約 ha)
昭和 46. 3. 12	決定 広島県告示第 259 号	3,263	11,067
48. 12. 28	軽微な変更 広島県告示第 1009 号	3,383	11,049
54. 6. 19	第 1 回総合見直し 広島県告示第 504 号	3,221	11,223
62. 3. 2	第 2 回総合見直し 広島県告示第 184 号	3,222	11,248
平成元. 4. 6	特定保留(焼山南ハイツ,桑畑工業団地)解除 広島県告示第 472 号	3,261	11,210
7. 10. 30	第 3 回総合見直し 広島県告示第 1133 号	3,412	11,129
12. 9. 21	特定保留(宮ヶ迫二丁目地区)解除 広島県告示第 876 号	3,426	11,134
16. 5. 31	第 4 回総合見直し 広島県告示第 791 号	3,575	10,985
24. 5. 31	第 5 回総合見直し 広島県告示第 519 号	3,576	11,046
令和 4. 12. 26	第 6 回総合見直し 広島県告示第 953 号	3,575	11,047
7. 3. 31	土砂災害特別警戒区域の逆線引き 広島県告示第 364 号	3,574	11,048

◆ 用途地域

用途地域は、市街地において、建物の用途の混在による生活環境の悪化と都市機能の低下を防ぎつつ、合理的な土地利用を図るため、それぞれの地域にふさわしい建築物の用途・形態・容積等について守るべき最低限のルールを定めるものです。

本市では、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正による用途地域の細分化を受けて、平成8年3月に12種類の用途地域を定めています。

◇ 用途地域の変遷（現行都市計画法 13 種）

(近年の呉市関係分のみ)

単位(約 ha)

区 分	建蔽率・ 容積率(%)	高さ 制限	変更年月日					
			平成 31. 3. 27	令和 4. 12. 26	令和 6. 2. 1	令和 6. 8. 14	令和 7. 3. 31	令和 7. 7. 1
第一種低層住居専用地域	50・100	10	479.8	481.2	481.2	481.2	480.6	480.6
第二種低層住居専用地域	50・100	10	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2
第一種中高層住居専用地域	60・200	-	568.2	568.4	568.4	568.4	567.9	567.9
第二種中高層住居専用地域	60・200	-	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3
第一種住居地域	60・200	-	1,110.5	1,110.5	1,108.7	1,108.7	1,100.6	1,099.7
第二種住居地域	60・200	-	24.8	24.8	26.6	26.6	26.6	26.6
準住居地域	60・200	-	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3
田園住居地域	-	-	-	-	-	-	-	-
近隣商業地域	80・200	-	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.0
	80・300	-	268.3	268.4	268.4	268.4	268.4	268.4
	80・400	-	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2
商業地域	80・400	-	72.1	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0
	80・500	-	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8
	80・600	-	41.8	41.8	41.8	41.8	41.8	41.8
準工業地域	60・200	-	317.6	316.2	316.2	317.7	325.4	325.4
工業地域	60・200	-	311.6	311.2	311.2	309.7	309.5	309.5
工業専用地域	60・200	-	268.0	268.0	268.0	268.0	268.0	268.0
合計			3,575.6	3,575.4	3,575.4	3,575.4	3,573.6	3,573.6

◇ 参 考

(呉市関係分のみ)

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容	面積 (約 ha)
昭和 3. 7. 13	市街地建築物法に基づき用途地域(住居地域, 商業地域, 工業地域)を決定	655.1
8. 3. 16	区域変更 (吉浦町, 警固屋町, 阿賀町を追加)	1,286.6
17. 2. 20	区域変更 内務省告示第64号	1,307.8
25. 6. 26	建築基準法制定に伴い全面的見直し 建設省告示第625号 (住居地域, 商業地域, 工業地域, 未指定地域)	3,010.1
26. 6. 21	未指定地域を準工業地域とする 建設省告示第560号	3,010.1
33. 9. 16	駐留軍接収地の解除に伴う変更 建設省告示第1507号	3,142.3
34. 4. 15	区域変更 (虹村を追加) 建設省告示第995号	3,209.6
37. 2. 16	区域変更 (広大新開を指定) 建設省告示第282号	3,257.09
39. 3. 28	区域変更 (豊栄新開の工業地域を準工業地域等に) 建設省告示第1000号	3,263.50
42. 12. 27	区域変更 (昭和地区を追加) 建設省告示第4473号	3,770.0
46. 11. 5	区域変更 (新法による用途地域及び住居専用地区の変更) 広島県告示第968号	3,756.0
48. 12. 28	広島圏で8用途地域を決定 広島県告示第1008号	3,383.0
54. 12. 7	第1回総合見直し 広島県告示第994号	3,221.0
62. 3. 2	第2回総合見直し 広島県告示第183号	3,234.7
平成 元. 4. 6	特定保留(焼山南ハイツ, 桑畑工業団地)解除に伴う 広島県告示第473号	3,273.8
7. 10. 30	第3回総合見直し 広島県告示第1134号	3,425
8. 3. 25	8区分から12区分に変更 広島県告示第329号	3,425.0
12. 9. 21	特定保留(宮ヶ迫二丁目地区)解除に伴う 広島県告示第876号	3,438.8
16. 5. 31	第4回総合見直し 広島県告示第792号	3,588.2
20. 12. 15	道路整備に伴う昭和地区の変更 広島県告示第1003号	3,588.2
24. 2. 20	天応第2期埋立地の変更 広島県告示第157号	3,588.2
24. 5. 31	第5回総合見直し 広島県告示第520号	3,575.6
30. 1. 9	中間見直し 呉市告示第4号	3,575.6
31. 3. 27	阿賀マリス地区の変更 呉市告示第97号	3,575.6
令和 4. 12. 26	第6回総合見直し 呉市告示第425号	3,575.4
6. 2. 1	区域変更(広地区の一部を一住から二住に) 呉市告示第35号	3,575.4
6. 8. 14	区域変更(阿賀マリス地区の一部を工業から準工業に) 呉市告示第302号	3,575.4
7. 3. 31	土砂災害特別警戒区域の逆線引き及び区域変更(幸町の一部を一住から準工業に) 呉市告示第120号	3,573.6
7. 7. 1	区域変更(広地区の一部を一住から近商に) 呉市告示第272号	3,573.6



中央地区



阿賀・広地区

◆ 用途地域の概要

◇ 用途地域と建物の種類

用途地域内の建物の種類の制限は、建築基準法によって定められています。その制限内容のあらまはは次のとおりです。

第一種低層住居専用地域



低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



低層住宅と農地が混在し、両者の調和により良好な居住環境と営農環境の形成を図る地域です。農産物直売所や農家レストラン等の農業利便施設も建てられます。

近隣商業地域



近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場などの環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

◇ 用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

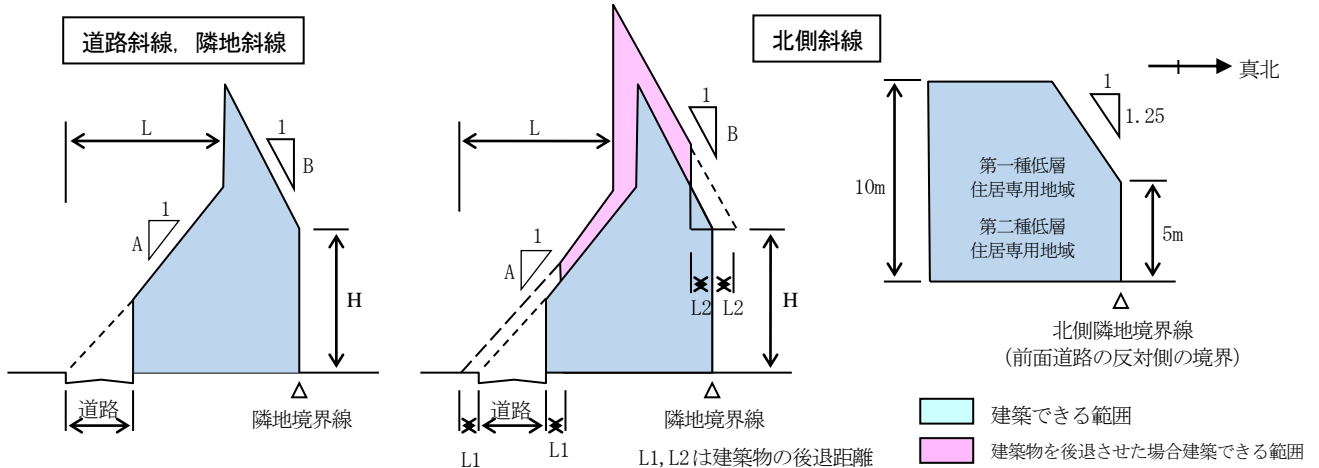
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域を除く)	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	①	○	○	○	④	○	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く ■農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	■	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの										○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等						▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等							▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等							▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等								①	○	○	○			②	①客席200㎡未満 ②客席10,000㎡以下
	キャバレー、料理店、個室付浴場等											▲			○	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院 学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	▲幼保連携型認定こども園のみ
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫				①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下 ■農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	畜舎	①	①	①	②	③	○	○		○	○	○	○	○	○	①住宅等に付属かつ15㎡以下 ②15㎡以下 ③3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場										②	②	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												○	○	○	■農産物を生産、出荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													○	○	
	自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○
量が少ない施設										○	○	○	○	○	○	
量がやや多い施設												○	○	○	○	
量が多い施設													○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要														

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について記載したものではありません。

◇ 道路斜線制限

道路斜線制限は、道路をはさんで建つ建築物相互間のルールを定めるとともに、道路上空を確保することによってその道路に接する建築物の日照、採光、通風に支障をきたすようなビルの谷間を造らないようにするために設けられた制限です。

ただし、前面道路の幅が12m以上ある場合には、別途緩和措置があります。



建築物がある地域 または区域 (容積率%)	道路斜線制限		隣地斜線制限	
	道路斜線勾配A	斜線制限距離L (m)	隣地斜線勾配B	斜線基準高さH (m)
第一種低層住居専用地域	1.25	20	—	—
第二種低層住居専用地域	1.25	20	—	—
第一種中高層住居専用地域	1.25	20	1.25	20
第二種中高層住居専用地域	1.25	20	1.25	20
第一種住居地域	1.25	20	1.25	20
第二種住居地域	1.25	20	1.25	20
準住居地域	1.25	20	1.25	20
田園住居地域				
近隣商業地域	1.5	20	2.5	31
商業地域 (400) (500, 600)	1.5	20	2.5	31
	1.5	25	2.5	31
準工業地域	1.5	20	2.5	31
工業地域	1.5	20	2.5	31
工業専用地域	1.5	20	2.5	31
用途指定のない区域 (200) (400)	1.5	20	1.25	20
	1.5	30	2.5	31

※ 建築物の斜線制限の緩和 … 建築物が敷地周囲に及ぼす天空率への影響を斜線制限に適合する建築物が敷地周囲に及ぼす天空率への影響と比較し、天空率が低下しない範囲であれば、斜線制限を適用しない。

◇ 日影による中高層建築物の制限

日影規制は、住居系の地域において中高層の建築物により生ずる日影を、基準を設けて規制することによって、周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を保持しようとするもので、あわせて通風、採光やプライバシーの保護を図ろうとするものです。

対象区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	4時間	2.5時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	5時間	3時間

◆ 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内において特別の目的から土地利用の増進・環境の保護等を図るために定めるものです。本市では、内陸部に造成された工業団地について特別工業地区を定め、地区内の生産環境と生活環境との調和を図るため、建築物の用途、構造及び敷地の制限を行っています。

種類	名称	面積(約 ha)	決定及び変更年月日	条 例
特別工業地区	呉市桑畑特別工業地区	22	決定 平成元. 4. 6 呉市告示第 46号	呉市桑畑・郷原特別工業地区建築条例 (平成元. 3. 20 制定) (平成30. 3. 30 最終改正)
	呉市郷原特別工業地区	31	変更 平成 7. 10. 30 呉市告示第245号	
合 計		53		



郷原工業団地(左)と桑畑工業団地(右奥)

◆ 防火地域・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地の中心部など土地利用度や建築密度が高く、火災による延焼等の危険が高い地区を指定し、建築基準法により建築材料や構造等を規制することで、市街地の不燃化を促進し、火災の危険を低減、防除するために定めています。

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容	防火地域面積(約 ha)	準防火地域面積(約 ha)
昭和24. 7. 12	準防火地域の指定 建設省告示第674号	—	309.29
28. 2. 2	防火地域の指定及び準防火地域の変更 建設省告示第127号	3.96	305.33
34. 4. 15	区域の変更 建設省告示第994号	4.19	502.03
42. 3. 31	区域の変更 建設省告示第959号 (昭和42. 4. 20効力発生)	4.7	501.2
62. 3. 2	区域の変更 呉市告示第20号	84.4	421.5
平成 8. 3. 25	区域の変更 呉市告示第60号	92.9	504.1
16. 5. 31	区域の変更 呉市告示第91号	106.6	515.9
20. 12. 15	区域の変更 呉市告示第476号	106.6	523
24. 5. 31	区域の変更 呉市告示第182号	107	494
令和 4. 12. 26	区域の変更 呉市告示第426号	107	494

◆ 駐車場整備地区

駐車場整備地区及び周辺地区(条例に基づく)は、広島圏都市計画区域内の商業地域及び近隣商業地域とこれらの周辺において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について指定しています。

地区名	決定及び変更年月日	地区面積(約 ha)	地区面積(約 ha)
呉駐車場整備地区 〔都市計画決定〕	決定 昭和46. 10. 28 呉市告示第123号	110	
	変更 昭和61. 7. 31 呉市告示第 71号	115	
周辺地区 〔条例〕	指定 昭和46. 12. 21 条例第 56号		68. 5
	改正 平成7. 12. 19 条例第 27号		66. 8

◇ 駐車施設の附置義務

本市では、駐車場整備地区及び周辺地区に加え、市内の商業地域及び近隣商業地域において、一定規模以上の建築物の新築や増築等を行う場合、条例により駐車施設の附置等を義務付けています。

呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(抜粋)

○ 駐車施設の附置基準

駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域				周辺地区		1台当たりの最小規模
特定用途 ^{*1} (共同住宅を除く)		非特定用途 ^{*2} , 共同住宅		特定用途(共同住宅を除く)		
対象となる建築物規模	駐車場施設数の算定基準	対象となる建築物規模	駐車場施設数の算定基準	対象となる建築物規模	駐車場施設数の算定基準	
1,000 m ² を超えるもの	150 m ² に1台	2,000 m ² を超えるもの	450 m ² に1台	2,000 m ² を超えるもの	150 m ² に1台	幅2.3m×奥行5m 【車いす用】 幅3.5m×奥行6m 梁下高さ2.3m

○ 荷捌き用駐車施設の附置基準

【敷地面積1,000 m²未満の場合は免除】

駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域				周辺地区			1台当たりの最小規模
特定用途		非特定用途		特定用途			
対象となる建築物規模	駐車場施設数の算定基準	対象となる建築物規模	駐車場施設数の算定基準	対象となる建築物規模	駐車場施設数の算定基準		
2,000 m ² を超えるもの	百貨店その他の店舗部分	3,000 m ² に1台	-	3,000 m ² を超えるもの	共同住宅以外	5,000 m ² に1台	幅3m×奥行7.7m 梁下高さ3.2m
	事務所部分	5,000 m ² に1台					
	倉庫部分	1,500 m ² に1台					
	その他の特定用途部分	4,000 m ² に1台					
2,000 m ² を超え、かつ50戸以上	共同住宅	100戸に1台		3,000 m ² を超え、かつ50戸以上	共同住宅	100戸に1台	

【備考】

- ・ 6,000 m²未満の場合、附置数を軽減
- ・ 附置数の内数で1台以上の車いす用駐車マスを特定用途に義務付け
- ・ 荷捌き用駐車マスは附置数の内数で設置可能

※1 特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場、共同住宅

※2 非特定用途：特定用途以外のもの

◆ 臨港地区

臨港地区は、港湾を管理運営するため、港湾施設としての機能を整備し、港湾周辺の効率的利用を図るために必要な地区を指定しています。

名称	決定及び変更年月日			面積 (約 ha)
呉港臨港地区	決定	昭和34. 10. 27	建設省告示第2082号	229
	変更	昭和62. 9. 3	広島県告示第863号	327
	変更	平成13. 11. 5	広島県告示第968号	336
	変更	平成19. 3. 26	広島県告示第338号	383
	変更	平成23. 2. 24	広島県告示第154号	385
	変更	平成26. 8. 18	広島県告示第553号	403

◇ 分区の指定

分区は、港湾管理者が港湾における土地利用の計画的な誘導と港湾機能の確保を図るため、臨港地区内を機能・目的別に区分して指定し、それぞれの目的に従って構築物の用途を規制しています。

なお、分区が指定された区域内では、建築基準法第48条及び第49条の規定による用途地域及び特別用途地域に係る建築物の用途の制限は適用されません。



呉港 宝町地区

単位 (約 ha)

指定及び変更年月日	分 区				無分区	合計
	商港区	工業港区	漁港区	修景厚生港区		
	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域	水産物の取扱い、漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域	景観を整備し、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域		
昭和35. 1. 12 呉市告示第2号	27.91	201.52	—	—	—	229.43
62. 9. 3 呉市告示第115号	41.21	282.28	—	3.50	—	326.99
平成元. 5. 31 呉市告示第 65号	51.84	271.65	—	3.50	—	326.99
13. 11. 5 呉市告示第137号	51.74	271.75	—	5.20	7.80	336.49
19. 3. 30 呉市告示第38号	51.74	271.75	—	5.20	54.19	382.88
23. 2. 24 呉市告示第33号	51.74	273.27	0.63	5.20	54.19	385.03
26. 8. 18 告示無し	51.74	273.27	0.63	5.20	72.59	403.43
28. 10. 26 呉市告示第369号	69.42	282.25	0.63	24.93	26.20	403.43
30. 12. 10 呉市告示第416号	70.79	294.84	0.63	10.97	26.20	403.43
令和 2. 9. 10 呉市告示第337号	62.6	302.4	0.6	11.0	26.2	402.8
3. 2. 16 呉市告示第 52号	61.2	302.4	0.6	11.0	27.6	402.8
3. 2. 19 呉市告示第 58号	60.7	302.4	1.1	11.0	27.6	402.8
5. 11. 30 呉市公告第100号	65.41	301.00	1.13	7.70	27.60	402.84

◆ 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

促進区域は、主として土地所有者等に対し、一定期間内に速やかに、一定の土地利用を実現することを促し、市街地の計画的な整備、開発が図れるように定める地区です。

本市では、呉駅南地区の都市機能を整備するため、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき、呉駅南拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域を定めています。



呉駅南地区

名称	決定及び変更年月日		面積 (約 ha)	(参考) 事業施行年度
呉駅南	決定	平成10. 2. 20 呉市告示第36号	4.5	平成 10～14

都市施設

◆ 道 路

都市計画道路は、人や物資の輸送のための交通施設機能のほか、良好な居住環境を形成する環境空間（風通し、明るさ、開放感などを確保し、都市景観を形成する）、都市防災空間（火災が広がるのを建物の建たない道路で遮断する）、下水道や電線などの供給処理施設を収容する機能など、幅広い役割を担う施設であり、広島圏都市計画区域では、現在 58 路線を都市計画決定しています。

また、本通吉浦線の一部として JR 呉駅前に、鉄道と道路の結節点において交通を円滑に処理し、街の玄関となる駅前広場（面積約 10,446 m²）を決定しています。



宝町本通線

種 別	名 称		計画決定の 延長(約 m)	計画決定の 幅員(m)	整備済区間 延長(約 m)	当初決定	最終変更
	番号	路線名					
自動車専用道路	1・4・002	広島呉道路	7,500	21	0	昭和 56. 9.16	令和 4.3.28
	1・4・901	東広島呉自動車道	10,090	21	0	平成 2.11.19	平成 27. 3. 9
幹線街路	3・1・901	宝町本通線	1,620	56	1,620	昭和 21.10. 4	昭和 58.12.12
	3・2・902	呉駅前本通 6 丁目線	1,760	36	1,760	昭和 21.10. 4	昭和 51. 7.27
	3・2・903	本通仁方線	10,270	30	6,360	昭和 21.10. 4	平成 27. 3. 9
	3・2・904	本通吉浦線	4,990	36	2,300	昭和 21.10. 4	平成 5.11. 1
	3・3・906	本通三条線	1,300	25	1,240	昭和 21.10. 4	昭和 51. 7.27
	3・3・907	中央二河町線	870	25	610	昭和 21.10. 4	昭和 56. 9.16
	3・3・908	虹村 1 号線	1,460	25	1,460	昭和 48. 6. 5	平成,5.11. 1
	3・3・909	広本町徳丸線	3,360	23	1,540	昭和 21.10. 4	平成 18.12. 7
	3・3・910	本通昭和町線	3,790	22	1,980	昭和 28. 6.18	平成 5.11. 1
	3・3・920	焼山押込線	5,630	25	0	昭和 42.12.27	平成 18. 3.13
	3・3・947	苗代郷原線	5,600	25	2,380	平成 2.11.19	—
	3・4・905	阿賀駅前線	80	20	80	昭和 21.10. 4	平成 21.12.17
	3・4・911	西中央東片山町線	1,710	20	1,710	昭和 21.10. 4	昭和 51. 7.27
	3・4・912	呉駅前本通 1 丁目線	520	20	520	昭和 21.10. 4	平成 17. 2. 8
	3・4・913	呉駅前三条線	440	20	440	昭和 31. 2.18	平成 17. 2. 8
3・4・915	古新開弁天橋線	1,820	18	1,820	昭和 21.10. 4	平成 18.12. 7	
3・4・917	広駅前大新開線	660	18	0	昭和 21.10. 4	平成 5.11. 1	

(令和 8 年 3 月末現在)

種 別	名 称		計画決定の 延長(約 m)	計画決定の 幅員(m)	整備済区間 延長(約 m)	当初決定	最終変更
	番号	路線名					
幹線街路	3・4・918	横路4丁目白石線	3,150	18	1,670	昭和21.10.4	平成25.2.6
	3・4・919	阿賀駅南線	410	16	370	昭和21.10.4	平成5.11.1
	3・4・921	堀切焼山南線	2,850	16	2,420	昭和42.12.27	平成5.11.1
	3・4・937	本通阿賀線	2,990	20	1,710	昭和21.10.4	令和2.9.24
	3・4・946	坂天応線	960	18	0	昭和56.9.16	—
	3・4・948	阿賀虹村線	960	20	960	平成5.2.25	平成17.6.17
	3・4・949	焼山東環状線	2,100	16	1,660	昭和42.12.27	平成18.3.13
	3・4・950	焼山中央線	1,010	18	590	昭和42.12.27	平成18.3.13
	3・5・011	熊野押込線	130	15	130	昭和42.8.10	平成3.2.25
	3・5・916	広本町長浜線	1,920	15	1,920	昭和21.10.4	平成23.2.24
	3・5・922	東片山清水線	2,950	15	2,950	昭和21.10.4	平成17.2.8
	3・5・923	本通八幡町線	720	15	720	昭和21.10.4	昭和51.7.19
	3・5・924	阿賀中央線	810	15	810	昭和21.10.4	平成5.2.25
	3・5・925	呉駅南線	560	16	560	平成10.2.20	—
	3・5・926	大新開吉松線	1,590	15	790	昭和21.10.4	平成25.2.6
	3・5・928	横路1丁目白石線	2,440	15	2,280	昭和21.10.4	平成30.1.9
	3・5・929	大広吉松線	950	15	310	昭和21.10.4	平成2.3.8
	3・5・931	名田白石線	1,230	15	1,110	昭和35.11.4	平成23.2.24
	3・5・932	宝町線	450	12	450	昭和38.9.21	平成13.8.24
	3・5・936	阿賀中央町田線	4,400	12	3,180	昭和21.10.4	平成27.3.9
	3・5・937	幸町海岸線	1,140	12	760	昭和33.3.28	平成13.8.24
	3・5・945	昭和町線	1,720	15	1,370	昭和51.7.19	平成5.11.1
	3・6・914	海岸吉浦新町線	2,220	11	2,160	昭和21.10.4	平成22.4.1
	3・6・934	昭和町警固屋線	530	11	0	昭和25.3.31	平成5.11.1
	3・6・938	本通警固屋阿賀線	16,110	8	2,630	昭和21.10.4	平成5.11.1
	3・6・939	吉浦駅前中町線	720	8	0	昭和21.10.4	平成5.11.1
	3・6・941	宮原坪ノ内線	1,580	8	1,480	昭和23.4.17	平成5.11.1
	3・7・944	吉浦新町中町線	880	6	0	昭和21.10.4	平成5.11.1

(令和8年3月末現在)



大新開吉松線



焼山中央線

種 別	名 称		計画決定の 延長(約 m)	計画決定の 幅員(m)	整備済区間 延長(約 m)	当初決定	最終変更
	番号	路線名					
区画街路	7・4・901	虹 村 2 号 線	540	20	540	昭和 48. 6. 5	平成 5.11. 1
	7・4・902	虹 村 3 号 線	2,020	16	1,920	昭和 48. 6. 5	平成 5. 2.25
		支 線	60	16	60		
	7・5・903	虹 村 4 号 線	910	12	910	昭和 48. 5.28	平成 5.11. 1
	7・5・904	虹 村 5 号 線	480	12	480	昭和 48. 5.28	平成 5.11. 1
	7・5・906	古 新 開 1 号 線	980	13	980	平成 2. 3. 8	—
	7・6・905	吉 浦 東 西 線	290	8	0	昭和 21.10. 4	平成 5.11. 1
	7・6・907	古 新 開 2 号 線	910	8	910	平成 2. 3. 8	—
	7・6・908	古 新 開 3 号 線	350	8	350	平成 2. 3. 8	—
特殊街路	8・4・901	中 通 線	410	18	410	昭和 53. 1.31	平成 27. 2.23
	8・6・902	古 新 開 南 北 線	830	9	830	昭和 54. 4. 6	平成 5.11. 1
	8・7・903	呉 駅 宝 町 線	460	4	460	昭和 55. 2.19	平成 17. 2. 8
合 計		58 路線	129, 190		66, 660		

(令和 8 年 3 月末現在)



中通線



呉駅宝町線

◆ 駐車場

駐車場は、道路とともに自動車交通を確保する上で基本となる施設のひとつで、総合的な交通対策の一環として、駐車場整備地区とともに位置付けるもので、本市では自動車駐車場 2 箇所（836 台実収容）、自転車駐車場 1 箇所（1,400 台収容）を都市計画決定しています。



呉駅西駐車場

名 称	位 置	面積(約㎡)	構 造	実駐車台数	決定及び変更年月日
蔵本駐車場	呉市中央3丁目	2,300	自走式地上5階6層	355	決定 昭和 55. 9. 30 呉市告示第 120 号 (供用開始 昭和 58. 4. 9) 変更 昭和 61. 7. 31 呉市告示第 72 号
呉駅西駐車場	呉市宝町	3,800	自走式 地上3階以上6層	481	決定 昭和 61. 7. 31 呉市告示第 72 号 (供用開始 平成 2. 2. 20)
呉駅西駐車場 (自転車駐車場)	呉市宝町	3,100	地上2階1層	1,400	決定 昭和 61. 7. 31 呉市告示第 73 号 (供用開始 昭和 63. 4. 8)

◆ 公園

公園は、住民の日常生活に密着した屋外におけるコミュニティ形成の場、休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーションの利用に供するとともに、良好な都市景観の形成、都市環境の整備及び改善、都市防災（災害時の避難地・避難路、火災時の延焼の防止など）にも重要な役割を果たしています。

広島圏都市計画区域では、現在 81 箇所の公園を都市計画決定しています。



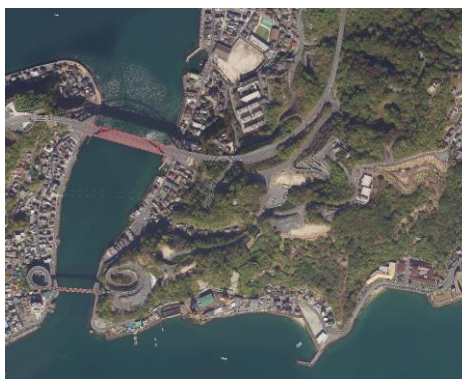
狩留賀海浜公園

種 別	名 称		計画決定の 面積(約 ha)	整備済みの 面積(約 ha)	供用・未供 用の別	当初決定	最終変更
	番号	公園名					
街区公園	1・1・901	本 通 第 2 公 園	0.07	0.07	供用	昭和 24. 5.28	昭和 51. 7.19
	1・1・902	郷 町 公 園	0.09	0.09	供用	昭和 25.10.2	昭和 51. 7.19
	1・1・903	曙 公 園	0.07	0.07	供用	昭和 27. 6. 5	昭和 51. 7.19
	1・1・904	津 久 茂 公 園	0.09	0.09	供用	昭和 37. 8. 2	昭和 51. 7.19
	1・1・905	塩 焼 第 2 公 園	0.08	0.08	供用	昭和 45.10. 9	昭和 51. 7.19
	1・1・906	西 町 公 園	0.05	0.05	供用	昭和 31.12.17	昭和 51. 7.19
	1・1・907	上 平 原 公 園	0.06	0.06	供用	昭和 51. 7.19	—
	1・1・908	上 畑 第 2 公 園	0.06	0.06	供用	昭和 51. 7.19	—
	1・1・909	石 内 公 園	0.08	0.08	供用	昭和 52.10.27	—
	1・1・910	大 屋 公 園	0.06	0.06	供用	昭和 52.10.27	—
	2・2・901	寺 迫 公 園	0.81	0.81	供用	昭和 21.11. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・902	本 通 第 1 公 園	0.12	0.12	供用	昭和 24. 5.28	昭和 51. 7.19
	2・2・903	元 町 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 30. 6. 1	平成 28.10.19
	2・2・904	古 川 公 園	0.17	0.17	供用	昭和 24. 5.28	昭和 51. 7.19
	2・2・905	今 西 公 園	0.13	0.13	供用	昭和 25.10. 2	昭和 51. 7.19
	2・2・906	浜 田 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 25.10. 2	昭和 51. 7.19
	2・2・907	古新開第 1 公 園	0.42	0.42	供用	平成 10. 8.21	—
	2・2・908	伏 原 公 園	0.13	0.13	供用	昭和 25.10. 2	昭和 51. 7.19
	2・2・909	東 雲 公 園	0.12	0.12	供用	昭和 25.10. 2	昭和 51. 7.19
	2・2・910	伏 原 西 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 26. 6. 1	平成 23. 2. 1
	2・2・911	寺 西 公 園	0.13	0.13	供用	昭和 26. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・912	登 町 公 園	0.18	0.18	供用	昭和 26. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・913	和 庄 公 園	0.16	0.16	供用	昭和 26. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・914	溝 路 公 園	0.14	0.14	供用	昭和 27. 6. 5	昭和 51. 7.19
	2・2・915	西 六 公 園	0.11	0.11	供用	昭和 30. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・916	蔵 本 公 園	0.11	0.11	供用	昭和 30. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・917	胡 町 公 園	0.17	0.17	供用	昭和 30. 6. 1	昭和 51. 7.19
	2・2・918	金 比 羅 山 公 園	0.32	0.32	供用	昭和 31.12.17	昭和 51. 7.19
	2・2・919	長ノ木公 園	0.21	0.21	供用	昭和 31.12.17	昭和 51. 7.19
	2・2・920	岩 方 公 園	0.15	0.15	供用	昭和 35. 3. 8	昭和 58.12.12
	2・2・921	北 塩 屋 公 園	0.21	0.21	供用	昭和 37. 8. 2	昭和 51. 7.19
2・2・922	西 惣 付 公 園	0.14	0.14	供用	昭和 37. 8. 2	昭和 51. 7.19	
2・2・923	上 畑 第 1 公 園	0.13	0.13	供用	昭和 46. 8. 6	平成 23. 2. 1	
2・2・924	吉 浦 第 2 公 園	0.16	0.16	供用	昭和 46. 8. 6	昭和 51. 7.19	
2・2・925	鍋 山 第 1 公 園	0.23	0.23	供用	昭和 47. 2. 8	昭和 51. 7.19	
2・2・926	大 坪 谷 公 園	0.15	0.15	供用	昭和 47. 2. 8	平成 2.12.13	
2・2・927	小 倉 新 開 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 46. 8. 6	昭和 51. 7.19	
2・2・928	豊 栄 東 公 園	0.11	0.11	供用	昭和 45.10. 9	昭和 51. 7.19	
2・2・929	長 浜 公 園	0.16	0.16	供用	昭和 31.12.17	昭和 51. 7.19	
2・2・930	徳 丸 公 園	0.19	0.19	供用	昭和 47. 2. 8	昭和 51. 7.19	
2・2・931	弁 天 橋 公 園	0.25	0.25	供用	昭和 47. 2. 8	平成 18.12. 7	

(令和 8 年 3 月 末現在)

種 別	名 称		計画決定の 面積(約 ha)	整備済みの 面積(約 ha)	供用・未供 用の別	当初決定	最終変更
	番号	公園名					
街区公園	2・2・932	大 新 開 公 園	0.11	0.11	供用	昭和 47. 2. 8	昭和 51. 7.19
	2・2・933	宮原 7 丁目公園	0.37	0.37	供用	昭和 31.12.17	平成 23. 2. 1
	2・2・934	大 浜 第 1 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 46. 8. 6	昭和 59. 6. 6
	2・2・935	押 込 第 1 公 園	0.48	0.48	供用	昭和 50. 9.20	昭和 51. 7.19
	2・2・936	海 岸 4 丁 目 公 園	0.15	0.15	供用	昭和 54. 4.14	—
	2・2・937	安 永 新 開 公 園	0.12	0.12	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・938	四 新 開 第 一 公 園	0.28	0.28	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・939	四 新 開 第 二 公 園	0.16	0.16	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・940	文 化 新 開 公 園	0.45	0.45	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・941	弥 生 新 開 第 一 公 園	0.12	0.12	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・942	弥 生 新 開 第 二 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 54. 4. 6	—
	2・2・943	西 鹿 田 公 園	0.10	0.10	供用	昭和 58.11. 8	—
	2・2・944	山 手 公 園	0.23	0.23	供用	昭和 58.12.12	—
	2・2・945	皆 実 第 2 公 園	0.11	0.11	供用	昭和 62. 3. 2	—
	2・2・946	仁 方 棧 橋 公 園	0.28	0.28	供用	昭和 63.12.15	—
	2・2・947	長 浜 第 2 公 園	0.09	0.09	供用	昭和 63.12.15	—
	2・2・948	か も め 公 園	0.11	0.11	供用	平成 3. 2.12	—
	2・2・949	豊 栄 公 園	0.20	0.20	供用	昭和 43.10. 9	平成 9.10. 7
	2・2・950	豊 栄 南 公 園	0.33	0.33	供用	平成 9.10. 7	—
	2・2・951	古 新 開 第 2 公 園	0.24	0.24	供用	平成 10. 8.21	—
2・2・952	古 新 開 第 3 公 園	0.21	0.21	供用	平成 10. 8.21	—	
2・2・953	古 新 開 第 4 公 園	0.08	0.08	供用	平成 10. 8.21	—	
近隣公園	3・2・904	阿 賀 中 央 公 園	0.6	0.6	供用	平成 9.10. 7	—
	3・3・901	寺 本 公 園	1.4	1.4	供用	昭和 21.11. 1	昭和 51. 7.27
	3・3・903	二 河 川 公 園	1.4	1.2	一部供用	昭和 21.11. 1	平成 3. 2.12
	3・3・905	長 迫 公 園	2.9	2.9	供用	昭和 45.11. 4	昭和 51. 7.27
地区公園	4・4・901	中 央 公 園	6.9	6.9	供用	昭和 21.11. 1	平成 24. 7.23
	4・4・902	広 公 園	4.1	4.1	供用	昭和 27. 3.31	昭和 51. 7.27
	4・4・903	串 山 公 園	4.1	4.1	供用	昭和 31.12.17	平成 15. 4. 4
	4・4・904	入 船 山 公 園	7.9	7.7	一部供用	昭和 36.10.10	昭和 55. 9.16
総合公園	5・5・901	焼 山 公 園	11.3	10.6	一部供用	昭和 55. 3.14	—
	5・5・902	狩 留 賀 海 浜 公 園	15.1	15.1	供用	昭和 31.12.17	平成 8. 3. 7
	5・5・903	灰 ケ 峰 公 園	17.4	6.0	一部供用	平成 7.11. 6	—
運動公園	6・4・901	虹 村 公 園	9.8	9.8	供用	昭和 48. 6. 5	昭和 51. 7.27
	6・5・902	二 河 公 園	13.5	13.0	一部供用	昭和 21.11. 1	昭和 56. 9.16
特殊公園 (風致)	7・5・902	二 河 峡 公 園	14.5	10.5	一部供用	昭和 31.12.17	昭和 51. 7.27
	7・5・903	音 戸 の 瀬 戸 公 園	22.1	18.7	一部供用	昭和 36. 3.16	昭和 51. 7.27
	7・5・904	大 空 山 公 園	13.2	12.9	一部供用	昭和 37. 8. 2	昭和 51. 7.27
	7・5・905	二 級 峡 公 園	39.2	32.9	一部供用	昭和 32. 3.30	昭和 51. 7.27
特殊公園	8・4・901	天 応 公 園	6.6	6.6	供用	昭和 59. 8. 2	平成 2.12.13
合 計		81 公園	202.84	175.84			

(令和 8 年 3 月 末 現 在)



音戸の瀬戸公園



中央公園(堺川沿い)

◆ 下水道

下水道は、市街地における雨水を排除して、浸水を防除するとともに、家庭からの生活排水や工場・事業所などの排水を集めて処理して公衆衛生の向上に寄与し、快適な生活環境を確保するとともに、海や河川等の公共用水域の水質を保全するものです。

本市では、昭和16年に立案された下水道計画は太平洋戦争のために中断されましたが、昭和21年に戦災復興計画として計画し、昭和33年に都市計画決定されました。



天応浄化センター

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容		計画排水面積 (約 ha)
昭和33. 9. 16	呉公共下水道の決定(新宮処理区)	建設省告示第1491号	191.2
35. 8. 25	認可区域拡大に伴う変更	建設省告示第1769号	191.2
42. 4. 21	焼山排水区の追加	建設省告示第1482号	551.0
46. 8. 6	市街化区域設定に伴う区域拡大	呉市告示第100号	3,093.0
54. 3. 26	幹線等のルート変更に伴う	呉市告示第32号	3,093.0
56. 2. 13	全体計画及び市街化区域変更に伴う区域変更	呉市告示第11号	2,970.0
58. 12. 10	新宮、天応処理区の編成替、区域の追加	呉市告示第140号	2,994.0
60. 8. 8	広処理区の全体計画、幹線の一部変更	呉市告示第88号	2,994.0
62. 12. 28	市街化区域設定に伴う区域変更等	呉市告示第168号	3,082.0
平成元. 2. 22	吉浦ポンプ場の位置変更及び幹線管渠の変更	呉市告示第24号	3,082.0
元. 8. 3	天応処理場の変更等及び警固屋ポンプ場の変更等	呉市告示第92号	3,082.0
3. 10. 21	処理区域界の変更、雨水排水区の整理統合等	広島県告示第1145号	3,073.0
5. 2. 25	汚水幹線ルートの変更、広第2処理場の追加	呉市告示第23号	3,073.0
6. 6. 2	広処理区の一部拡大	呉市告示第133号	3,083.0
8. 2. 27	市街化区域拡大に伴う処理区域の拡大等	呉市告示第42号	3,155.0
10. 8. 21	三芦ポンプ場の位置変更、幹線管渠の整理統合	呉市告示第255号	3,155.0
13. 9. 11	市街化区域の拡大に伴う処理区域の拡大	呉市告示第111号	3,249.0
15. 9. 10	吉浦排水区の変更、潭鼓ポンプ場の位置等の変更	呉市告示第131号	3,249.0
17. 3. 1	市街化区域拡大に伴う処理区域の拡大等	呉市告示第22号	3,386.0
20. 2. 20	名田ポンプ場用地の変更	呉市告示第47号	3,386.0
〃	処理場及び下水管渠の名称変更	呉市告示第50号	3,386.0
24. 8. 2	市街化区域拡大に伴う処理区域の拡大	呉市告示第248号	3,402.0
28. 4. 28	三芦ポンプ場用地の変更	呉市告示第180号	3,402.0
30. 1. 9	二河川第2ポンプ場の追加	呉市告示第7号	3,402.0
31. 3. 27	広第2処理場の用地縮小	呉市告示第98号	3,402.0
令和 6. 10. 25	二河川ポンプ場の用地追加と二河川第2ポンプ場の廃止	呉市告示第385号	3,402.0

● 呉公共下水道

呉公共下水道は、新宮処理区、広処理区及び天応処理区の3つの処理区に分かれており、新宮浄化センター、広浄化センター、広第2処理場及び天応浄化センターの4つの処理場で汚水処理を行っています。

名称	処理区域 (約 ha)	排水区域 (約 ha)	管路延長 (約 m)	ポンプ場		処理場	
				箇所数	面積(約㎡)	箇所数	面積(約㎡)
呉公共下水道	3,402	1,013	2,890	21	45,790	4	87,100

◆ ごみ処理場

ごみ処理場は、健全な都市環境を保全していくため、年々増え続けるごみ量、ごみ質の多様化に対し、減量化、資源化を進めるとともに、ごみの種類によって焼却、破碎処理を行う施設です。

本市では、ごみの増大及び多様化に対応するため、昭和53年にごみ処理場を都市計画決定しています。



呉市虹村環境センター

名 称	位 置	面積 (約 ha)	決定及び変更年月日
呉市虹村環境センター	呉市多賀谷町	3.4	決定 昭和 53. 1. 7 呉市告示第 2 号 (供用開始 昭和 55. 11. 1)

◆ 市 場

市場は、生活に欠くことのできない生鮮食料品等の流通の円滑化、その取引の適正化等を図ることを目的として設置される都市施設です。

本市では、全国で11番目の中央卸売市場として昭和54年に呉市中央卸売市場を都市計画決定し、昭和57年に開設しました。

その後、平成20年の地方卸売市場への転換を受けて、都市計画の名称を変更しています。



呉市地方卸売市場

名 称	位 置	面積 (約 ha)	決定及び変更年月日	備 考
呉市地方卸売市場	呉市光町	5.0	決定 昭和 54. 9. 29 呉市告示第 118 号 変更 平成 20. 4. 1 呉市告示第 126 号 (供用開始 昭和 57. 7. 26)	卸売場 7,476 m ² 駐車場 11,458 m ² 管理事務所等 762 m ²

◆ 火葬場

火葬場は重要な公共サービスを担う施設であり、会葬者のニーズや心情に十分配慮するとともに環境やユニバーサルデザインに配慮した施設設備が必要です。

本市では、火葬サービスの向上や周辺環境との調和を図るため、旧施設の機能更新に合わせて都市計画決定しています。



呉市斎場

名 称		位 置	面積 (約㎡)	決定及び変更年月日
901	呉市斎場	呉市焼山町字鍋土	19,400	変更 平成 14. 12. 17 呉市告示第 165 号 (新火葬場供用開始 平成 18. 4. 1) 変更 令和 3. 8. 26 呉市告示第 298 号

◆ 防火水槽

防火水槽は、消火栓とともに消火活動に欠かせない施設であり、火災に強いまちづくりを進めていく上で、重要な施設です。

本市では、水利施設の計画的な整備を推進するため、昭和20年代に14箇所の防火水槽を都市計画決定しています。



西鹿田町水槽

名 称	箇所数	合計容量 (㎡)	合計面積 (㎡)	決定及び変更年月日
吉浦中町水槽 (他 13 箇所)	14 箇所	560	319.88	決定 昭和 27. 6. 5 建設省告示第 777 号 (5 箇所) 決定 昭和 27. 12. 26 建設省告示第 1531 号 (5 箇所) 決定 昭和 29. 5. 31 建設省告示第 1004 号 (4 箇所)

市街地開発事業

◆ 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路などの都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行い、宅地の区画・形状を整え、道路、公園などの公共施設の整備・改善を図り、土地利用を増進する事業です。

公共施設の整備や保留地を減歩によって生み出し、事業に要する経費と、公共施設の管理者負担金、資産価値の増進及び保留地の処分による収入などのバランスをとりながら事業を進めます。

土地区画整理事業は、都市の総合的なまちづくりを行う上で最も有効な整備手法であり、広島圏都市計画区域では、5地区を都市計画決定し、事業を実施しました。

地区名	決定及び変更年月日	面積(約 ha)	施行者	事業計画決定 公告年月日	施行年度	換地処分公告年月日	合算減歩率(%)
呉復興	決定 昭和21.10.4 戦災復興院告示第201号 変更 昭和46.8.31 広島県告示第774号	232	呉市長	昭和21.11.1	昭和21~46	昭和47.1.21	24.6
豊栄新開	決定 昭和37.8.2 建設省告示第1888号 変更 昭和42.3.24 建設省告示第807号	40.7	呉市	昭和37.11.13	昭和37~47	昭和47.11.24	39.32
広第一	決定 昭和54.4.6 広島県告示第301号	40.9	呉市	昭和55.1.10	昭和54~ 平成9	1 工区 平成5.6.10 2 工区 平成10.3.2	18.68
古新開	決定 平成2.3.8 広島県告示第271号	31.0	呉市	平成3.11.28	平成3~28	平成28.9.16	24.20
呉駅前 拠点整備	決定 平成10.2.20 呉市告示第37号	4.5	呉市	平成10.9.28	平成10~14	平成14.11.28	37.0



古新開土地区画整理事業

◆ 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、老朽化した木造建築物が密集している市街地などで、共同建築物（中高層ビル）の建設を行うことで、公園や道路など公共施設の整備を可能にする事業です。

土地や建物について、権利を持っている人は、それぞれ権利に応じて、新しく建設されたビルと敷地に権利が移し替えられることになります。

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る有効な手法であり、本市では呉駅前西地区で実施しています。

名 称	決定及び変更年月日	面積(約 ha)	施行者	事業認可年月日	施行年度
呉駅前西地区第一種	決定 昭和62.10.22 広島県告示第976号	1.3	個人	昭和63.2.8	昭和62 ~ 平成2

地区計画等

◆ 地区計画

地区計画は、一体的に整備及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項、その他土地の利用の制限に関する事項を総合的かつ一体的に一つの計画として定め、その地区計画に沿って開発行為・建築行為を誘導・規制することによって、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図るものであり、広島圏都市計画区域において、現在、9地区を都市計画決定しています。

名 称	面積 (約 ha)	決定及び変更年月日	地区 施設	建築物等に関する制限						
				用途	容積率	敷地規模	壁面位置	高さ	形態・意匠	垣・柵
夢ヶ丘地区地区計画	28.4	決定 平成 7. 10. 30 (呉市告示第 244 号) 変更 平成 8. 3. 25 (呉市告示第 63 号) 変更 平成 11. 9. 27 (呉市告示第 161 号) 変更 平成 19. 8. 1 (呉市告示第 286 号) 変更 平成 24. 8. 1 (呉市告示第 245 号) 変更 平成 28. 4. 28 (呉市告示第 181 号)		○		○	○	○	○	○
三条・海岸、栄町周辺地区地区計画	31.3	決定 平成 8. 3. 25 (呉市告示第 61 号) 変更 平成 11. 9. 27 (呉市告示第 162 号) 変更 平成 16. 5. 31 (呉市告示第 90 号) 変更 平成 24. 5. 31 (呉市告示第 183 号) 変更 平成 28. 4. 28 (呉市告示第 181 号)		○	○					○
呉駅南地区地区計画	4.5	決定 平成 8. 3. 25 (呉市告示第 62 号) 変更 平成 12. 6. 15 (呉市告示第 91 号) 変更 平成 28. 4. 28 (呉市告示第 181 号)		○		○	○		○	
呉新世紀の丘住宅団地地区地区計画	31.1	決定 平成 9. 3. 25 (呉市告示第 74 号) 変更 平成 11. 9. 27 (呉市告示第 163 号) 変更 平成 19. 8. 1 (呉市告示第 287 号) 変更 平成 24. 5. 31 (呉市告示第 183 号) 変更 平成 28. 4. 28 (呉市告示第 181 号)		○		○	○	○	○	○
宮が迫ニュータウン地区地区計画	10.7	決定 平成 10. 9. 22 (呉市告示第 294 号) 変更 平成 12. 9. 21 (呉市告示第 128 号) 変更 平成 24. 5. 31 (呉市告示第 183 号)		○		○	○	○	○	○
シーサイドヒルズ瀬戸見地区地区計画	11.9	決定 平成 14. 10. 1 (呉市告示第 132 号) 変更 平成 24. 5. 31 (呉市告示第 183 号)				○	○		○	○
広駅前地区地区計画	129.9	決定 平成 17. 3. 31 (呉市告示第 76 号) 変更 平成 24. 8. 1 (呉市告示第 245 号) 変更 平成 28. 4. 28 (呉市告示第 181 号) 変更 令和 7. 7. 1 (呉市告示第 273 号)	○	○			○	○	○	○
苗代工業団地地区地区計画	18.9	決定 平成 19. 4. 1 (呉市告示第 101 号) 変更 平成 20. 2. 20 (呉市告示第 48 号) 変更 平成 24. 5. 31 (呉市告示第 183 号) 変更 平成 30. 4. 1 (呉市告示第 105 号)		○			○			○
広古新開 6 丁目地区地区計画	3.9	決定 平成 30. 1. 9 (呉市告示第 5 号)	○	○						



呉新世紀の丘住宅団地地区(グリーンタウン郷原地区)



夢ヶ丘地区

川尻安浦都市計画区域

都市計画区域

川尻安浦都市計画区域は、本市川尻町のうち柏島を除く区域及び安浦町の全域を指定しており、平成の市町村大合併に伴う都市計画区域の再編により、平成 25 年 3 月に旧川尻都市計画区域と旧安浦都市計画区域が統合され、現在に至っています。

本都市計画区域は、非線引き都市計画区域であり、市街化区域及び市街化調整区域は定めていません。

指定及び変更年月日	指定及び変更の内容	面積（約 ha）
昭和 20. 4. 18	安浦都市計画区域の指定（広島県公告）	5, 140
51. 1. 9	川尻都市計画区域の指定（広島県公告）	1, 626
54. 2. 9	安浦都市計画区域の拡大（安登地区）（広島県公告）	6, 353
平成 25. 3. 28	川尻安浦都市計画区域の指定（統合）（広島県公告）	7, 979



野呂山から望む川尻市街地



安浦市街地

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容
平成 16. 5. 17	「川尻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定（広島県告示第 737 号） 「安浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定（広島県告示第 738 号）
23. 5. 16	「川尻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更（広島県告示第 448 号） 「安浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更（広島県告示第 449 号）
25. 3. 28	「川尻安浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更（広島県告示第 263 号）
令和 3. 3. 18	変更（広島県告示第 224 号）

土地利用

◆ 用途地域

川尻町及び安浦町では、建物の用途の混在による生活環境の悪化と都市機能の低下を防ぎつつ、合理的な土地利用を図るため、昭和59年及び平成元年にそれぞれ用途地域を指定しています。

その後、都市計画区域の統合を機に、平成25年7月に用途地域の大幅な見直しを行っています。

区 分	建蔽率・ 容積率 (%)	高さ制限	面積 (約 ha)		
			全体	川尻町	安浦町
第一種低層住居専用地域	60・150	10	43.5	-	43.5
第一種中高層住居専用地域	60・200	-	107.7	99.7	8.0
第一種住居地域	60・200	-	294.9	94.8	200.1
第二種住居地域	60・200	-	26.1	-	26.1
準住居地域	60・200	-	2.5	-	2.5
近隣商業地域	80・200	-	27.8	-	27.8
	80・300	-	19.9	19.9	-
商業地域	80・400	-	2.0	-	2.0
準工業地域	60・200	-	65.5	16.2	49.3
工業地域	60・200	-	54.3	31.6	22.7
合 計			644.2	262.2	382.0

◇ 用途地域の変遷

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容		面積 (約 ha)
昭和59. 12. 20	決定 (川尻町)	川尻町告示第 30号	223.0
平成元. 4. 1	決定 (安浦町)	安浦町告示第 8号	315.5
8. 4. 1	変更 (川尻町) (8区分→12区分)	川尻町告示第 11号	223.0
8. 4. 1	変更 (安浦町) (8区分→12区分)	安浦町告示第 7号	315.5
25. 3. 28	変更 (都市計画区域統合に伴う名称変更)		538.5
25. 7. 22	変更	呉市告示第 242号	644.2

◆ 防火地域・準防火地域

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容		準防火地域面積(約 ha)
平成25. 7. 22	準防火地域の指定	呉市告示第 243号	31 (川尻町19.9ha, 安浦町11.2ha)

◆ 臨港地区

名 称	決定及び変更年月日	面積 (約 ha)
川尻港臨港地区	決定 平成 19. 3. 5 呉市告示第 57号 変更 平成 25. 3. 28 (都市計画区域の統合) 呉市告示第 102号	0.6

◇ 分区の指定

(単位：約 ha)

指定及び変更年月日	分 区		合 計
	商港区	漁港区	
平成 19. 3. 5 (広島県告示第 220号)	0.37	0.25	0.62

都市施設

◆ 道路

安浦駅北線の一部として JR 安浦駅前に、鉄道と道路の結節点において交通を円滑に処理し、街の玄関となる交通広場（面積約 2,000 m²）を、安浦駅北土地区画整理事業で整備しました。



安浦駅北口線（交通広場）

種別	名称		計画決定の 延長（約 m）	計画決定の 幅員（m）	整備済区間 延長（約 m）	当初決定	最終変更
	番号	路線名					
幹線街路	3・4・4	安浦駅北口線	40	16	40	平成元. 8. 3	平成 25. 3. 28
〃	3・5・1	安浦駅北線	2,630	12	2,540	昭和 40. 12. 28	平成 26. 8. 18
〃	3・5・2	駅前三津口線	530	12	270	昭和 40. 12. 28	平成 26. 8. 18
〃	3・6・5	原畑田屋線	1,020	9.5	950	昭和 40. 12. 28	平成 25. 3. 28
〃	3・6・6	駅前水尻線	1,490	9	1,110	昭和 40. 12. 28	平成 25. 3. 28
合計	5 路線		5,710		4,910		

（令和 8 年 3 月末現在）

◆ 公園

種別	名称		計画決定の 面積（約 ha）	整備済みの 面積（約 ha）	供用・未供用 の別	当初決定	最終変更
	番号	公園名					
街区公園	2・2・1	久筋街区公園	0.12	0.12	供用	昭和 52. 7. 26	平成 25. 3. 28
〃	2・2・2	森街区公園	0.37	0.37	供用	昭和 53. 4. 26	平成 25. 3. 28
〃	2・2・3	中原街区公園	0.10	0.10	供用	昭和 55. 6. 6	平成 25. 3. 28
近隣公園	3・3・1	安登公園	2.9	2.9	供用	平成 15. 2. 27	平成 25. 3. 28
合計	4 公園		3.49	3.49			

（令和 8 年 3 月末現在）



森街区公園



安登公園

◆ 下水道

川尻町では昭和59年に川尻公共下水道を、安浦町では平成2年に安浦公共下水道をそれぞれ都市計画決定し、公共下水道の整備を進めています。また、平成25年3月の都市計画区域の統合により、名称を川尻安浦公共下水道に改め、現在に至っています。

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容	排水面積（約 ha）
平成 25. 3. 28	都市計画区域の統合に伴う名称変更 呉市告示第102号	539
26. 2. 5	排水区域の拡大及び幹線管渠の廃止 呉市告示第22号	644

● 川尻安浦公共下水道

区 分	排水区域 (約 ha)	処理区域 (約 ha)	管路延長 (約m)	ポンプ場		処理場	
				箇所数	面積(約㎡)	箇所数	面積(約㎡)
川尻処理区	262	262	190	1	600	1	16,400
安浦処理区	382	382	70	3	3,400	1	27,100

◇ 参 考

川尻公共下水道			安浦公共下水道		
決定及び変更年月日	決定及び変更の内容	排水面積(約 ha)	決定及び変更年月日	決定及び変更の内容	排水面積(約 ha)
昭和 59. 11. 7	川尻公共下水道の決定 川尻町告示第28号	223	昭和 46. 3. 26	安浦都市下水路の決定 安浦町告示第8号	81
62. 10. 23	終末処理場区域の変更及び幹線管渠のルート変更 川尻町告示第30号	223	50. 12. 16	浦尻排水区の追加 安浦町告示第 35 号	122
平成 2. 10. 22	雨水排水区及び幹線管渠の整理統合 川尻町告示第29号	223	61. 12. 27	内海排水区を追加 安浦町告示第 42 号	239
20. 2. 20	名称の変更 呉市告示第50号	223	63. 7. 28	下水管渠及びポンプ施設の変更 安浦町告示第 22 号	239
26. 2. 5	排水区域の拡大及び幹線管渠の廃止 呉市告示第22号	262	平成元. 8. 3	幹線のルート変更及び調整池の敷地面積の変更 安浦町告示第 29 号	239
			2. 2. 22	安浦都市下水路の廃止 安浦町告示第 12 号	-
			2. 2. 22	安浦公共下水道の決定 安浦町告示第 13 号	316
			4. 11. 5	幹線管渠の整理統合, 終末処理場の位置変更, 汚水ポンプ場の追加 安浦町告示第 38 号	316
			12. 11. 14	幹線管渠の整理統合 安浦町告示第 51 号	316
			20. 2. 20	名称の変更 呉市告示第50号	316
			26. 2. 5	排水区域の拡大 呉市告示第22号	382

◆ 火葬場

川尻町及び安浦町では、火葬サービスの向上や周辺環境との調和を図るため、老朽化した火葬場の機能更新にあわせて、両町の火葬場を集約した呉市東部火葬場を都市計画決定しています。



呉市東部火葬場

名称	位置	面積 (約㎡)	決定及び変更年月日
呉市東部火葬場	呉市安浦町大字安登 字寒風	5,900	決定 平成 20. 2. 20 呉市告示第 49 号 変更 平成 25. 3. 28 呉市告示第 102 号 (供用開始 平成 22. 4. 1)

市街地開発事業

◆ 土地区画整理事業

安浦町では、JR安浦駅の北側を中心とした安浦駅北地区において、道路、公園等の都市基盤の整備、土地の有効利用及び定住人口の拡大などを目的として、土地区画整理事業を実施しました。

地区名	決定及び 変更年月日	面積 (約 ha)	施行者	事業計画決定 公告年月日	施行年度	換地処分 公告年月日	合算減歩率 (%)
安浦駅北	決定 平成元. 8. 3 安浦町告示第 30 号 変更 平成 25. 3. 28 呉市告示第 102 号	17. 1	呉市	平成 2. 6. 18	平成 2～24 年度	平成 24. 6. 28	30. 54



安浦駅北土地区画整理事業

音戸都市計画区域

都市計画区域

音戸都市計画区域は、本市音戸町のうち山地部及び沖之島を除く区域を指定しています。（音戸町面積 1,875ha のうち、1,246ha（約 66%）が都市計画区域に指定されています。）

本都市計画区域は、非線引き都市計画区域であり、市街化区域及び市街化調整区域は定めていません。



音戸大橋とツツジ



音戸の瀬戸

指定及び変更年月日	指定及び変更の内容	面積（約 ha）
平成 5. 9. 30	音戸都市計画区域の指定（広島県公告）	1,246

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

決定及び変更年月日	決定及び変更の内容
平成 16. 5. 17	「音戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定（広島県告示第 736 号）
23. 5. 16	変更（広島県告示第 447 号）
令和 3. 3. 18	変更（広島県告示第 230 号）

土地利用

◆ 臨港地区

名称	決定及び変更年月日	面積（約 ha）
釣土田港臨港地区	決定 平成 19. 3. 29 呉市告示第 91-2 号	0.3

◇ 分区の指定

（単位：約 ha）

指定年月日	分区		合計
	商港区	漁港区	
平成 19. 3. 29（広島県告示第 375 号）	0.17	0.1	0.27

開発行為等

開発行為とは、主として建築物の建築又は工作物の建設の用に供される目的で行う土地の区画形質の変更を行うことをいい、呉市長の許可を受けなければなりません。（市街化区域内の 1,000 m²未満の開発行為、非線引き都市計画区域内の 3,000 m²未満の開発行為及び都市計画区域外の 10,000 m²未満の開発行為を除く。）

これにより、良質な宅地水準を確保させるとともに、市街化調整区域にあっては一定のものを除き開発行為を行わせないこととすることで、区域区分制度を担保しようとするものです。

◆ 呉市内における 3ha 以上の開発行為等

名称	位置	申請者	用途	面積(ha)	区画数	許可年月	完了年月	備考
桜ヶ丘団地	焼山桜ヶ丘	呉市	宅地分譲	14.72	359		昭和 39	旧法適用外
此原団地	焼山町此原	市開発公社	宅地分譲	6.84	142		昭和 41	〃
第 2 労住協団地	焼山町平尾	県住宅生協	宅地分譲	11.80	342		昭和 42	〃
松ヶ丘団地 (2 次)	焼山町字坂岡	民間	宅地分譲	4.02	58	昭和 44.12	昭和 46.3	住宅地造成事業法
第 3 労住協団地	焼山町平尾	県住宅生協	宅地分譲	30.90	1,000	昭和 44.12	昭和 47.10	〃
政畝団地	焼山町政畝	民間	宅地分譲	5.35	120	昭和 45.1	昭和 46.10	〃
泉ヶ丘団地	焼山町泉	民間	宅地分譲	10.77	315	昭和 45.4	昭和 46.11	〃
ひばりヶ丘団地(1 次)	焼山町此ノ原	民間	宅地分譲	8.04	177	昭和 45.6	昭和 46.11	〃
東明ハイツ	押込町西平	民間	宅地分譲	6.64	121	昭和 45.7	昭和 47.3	〃
西小屋団地	焼山町西小屋	民間	宅地分譲	4.98	114	昭和 45.8	昭和 48.12	〃
東小坪団地	広町東小坪	市開発公社	宅地分譲	6.28	121	昭和 45.11	昭和 50.6	〃
宮ヶ迫 IHI アパート	焼山町宮ヶ迫	民間	社 宅	3.15	4	昭和 46.1	昭和 46.8	〃
ひばりヶ丘団地(2 次)	焼山町此原	民間	宅地分譲	3.39	106	昭和 46.3	昭和 48.1	〃
第 1 労住協団地	焼山町遊条	県住宅生協	宅地分譲	8.26		昭和 38.8	昭和 40.4	旧宅造
原団地	阿賀町原・清水谷	民間	宅地分譲	4.08	120	昭和 38.9	昭和 44.2	〃 (区画整理)
日立団地	焼山町政畝	民間	宅地分譲	4.57	104	昭和 40.2	昭和 41.5	〃
汐見ヶ丘団地	吉浦町長谷	市開発公社	宅地分譲	5.20	136	昭和 42.9	昭和 43.9	〃
新宮日立団地	吉浦新町 6 丁目	民間	宅地分譲	5.48	144	昭和 43.5	昭和 44.12	〃
松ヶ丘団地 (1 次)	焼山町大亀石	民間	宅地分譲	4.48	202	昭和 43.10	昭和 45.1	〃
宮ヶ迫団地	焼山町宮ヶ迫	市開発公社	宅地分譲	22.19	990	届出工事	昭和 43.9 受付	〃
本城別荘団地	押込町小田	民間	宅地分譲	3.15	60	届出工事	昭和 43.10 受付	〃
本城別荘団地	押込町小田	民間	宅地分譲	8.49	200	届出工事	昭和 43.10 受付	〃
日新製鋼	昭和通 5 丁目	民間	工場敷地	13.10		昭和 45.1	昭和 56.3	〃
日新製鋼	昭和通 5 丁目	民間	工場敷地	4.98		昭和 46.3	昭和 56.3	〃
虹村工業団地	広多賀谷町	呉市	工業団地	39.07	90	昭和 48.5	昭和 51.4	新法 (開発行為)
本庄ハイツ	焼山町字西小屋	民間	宅地分譲	26.07	670	昭和 48.12	昭和 52.5	〃
郷原カントリークラブ	郷原町字先滑	民間	ゴルフ場	69.84		昭和 49.3	昭和 50.9	旧宅造
晴海園	安浦町中央	民間	宅地分譲	6.32	244	昭和 57.3	昭和 58.4	新法 (開発行為)
野外活動センター	焼山町壺枚折敷	呉市	野外活動センター	9.46		昭和 55.2	昭和 57.5	〃
中央ハイツ	安浦町安登	民間	宅地分譲	21.21	433	昭和 60.4	昭和 62.5	〃
焼山南ハイツ	神山 1 丁目	民間	宅地分譲	20.22	652	昭和 61.3	昭和 63.4	〃
瀬戸見ハイツ	新宮町	民間	宅地分譲	14.53	374	昭和 61.7	平成 3.11	〃
マツダ スポーツセンター	郷原町字ワビノ山	民間	スポーツセンター	23.78		昭和 61.11	昭和 63.8	〃
桑畑工業団地	郷原町字ワビノ山	広島県	工業団地	26.48	4	昭和 61.11	昭和 63.8	旧宅造
夢ヶ丘住宅団地①-1	押込町字西平	民間	宅地分譲	9.03	224	平成 2.3	平成 4.5	新法 (開発行為)
長谷工業団地	郷原町字一ノ松光山	呉市	工業団地	13.18	7	平成 2.3	平成 3.12	〃
グリーンヒル郷原	郷原町字野呂山麓	呉市	農業公園	16.03		平成 3.2	平成 5.5	〃

※ 旧法…旧都市計画法 旧法適用外…宅造造成工事規制区域外のもの 新法…新都市計画法
 旧宅造…宅地造成等規制法 新宅造…宅地造成及び特定盛土等規制法

名称	位置	申請者	用途	面積(ha)	区画数	許可年月	完了年月	備考
のぞみヶ丘住宅団地	押込4丁目	民間	宅地分譲	6.37	192	平成4.6	平成5.9	新法(開発行為)
夢ヶ丘住宅団地②-1	押込町字中倉	民間	宅地分譲	16.00	376	平成4.6	平成8.1	〃
呉大学用地	郷原町字鷹犬原	呉市	学校用地	19.94	1	平成5.3	平成7.2	〃
夢ヶ丘住宅団地①-2	押込2丁目	民間	宅地分譲	4.21	113	平成5.7		〃
郷原工業団地	郷原町字東遅越	広島県	工業団地	37.05		平成5.8	平成7.6	旧宅造
学びの丘	郷原町字渡樋ノ元	呉市	宅地分譲	9.98	175	平成7.3	平成9.2	新法(開発行為)
ケアプラザ	神山2丁目	労働基準局	労災特別介護施設	3.79		平成7.8	平成8.8	旧宅造
グリーンタウン郷原	郷原町字尾無	民間	宅地分譲	20.23	546	平成7.8	平成10.10	新法(開発行為)
宮ヶ迫ニュータウン	焼山宮ヶ迫2丁目	民間	宅地分譲	15.09	311	平成8.5	平成10.5	〃
うぐいす苑	川尻町大原	呉市(旧川尻)	墓地	4.42	1,065	平成9.5	平成10.11	〃
みあし野	広三芦1丁目	組合	宅地分譲	5.22	142	平成11.10	平成14.1	旧宅造(区画整理)
郷原トラックターミナル	郷原町字一ノ松光石	組合	事務所	3.24	5	平成13.3	平成13.12	新法(開発行為)
栄和電機	安浦町水尻	民間	工場敷地	3.79		平成15.3	平成17.12	〃
苗代工業団地(1期)	苗代町字横畝	呉市	工業団地	7.05	3	平成17.6	平成19.3	旧宅造
夢ヶ丘共同住宅	押込西平町	民間	共同住宅	3.86	5	平成19.11	平成20.10	新法(開発行為)
苗代工業団地(2期)	苗代町字久井ヶ内	呉市	工業団地	12.35	3	平成20.6	平成23.3	〃
一般廃棄物最終処分場「エコクローブくれ」	焼山町字打田	呉市	一般廃棄物処理施設	8.32		平成24.10	平成27.3	旧宅造
阿賀マリノポリス	阿賀南7丁目	呉市	工場等	7.18	3	令和元.10	令和2.9	新法(開発行為)

※ 旧法…旧都市計画法 旧法適用外…宅造造成工事規制区域外のもの 新法…新都市計画法
 旧宅造…宅地造成等規制法 新宅造…宅地造成及び特定盛土等規制法



手前から苗代工業団地, 旧・呉市総合スポーツセンター, 長谷工業団地, 桑畑工業団地, 郷原カントリークラブ, 郷原工業団地

都市計画関連事業

都市景観形成モデル事業

呉市では、市中心部の約130haの地区を対象として都市景観形成基本計画を策定し、昭和58年度に都市景観形成モデル地区に指定されました。中でも昭和63年度に整備を完了した蔵本通りでは、6車線の道路を4車線に縮小し、隣接する公園・河川と一体的な整備を行い、市民の憩いの空間を整備しました。

平成3年には「都市景観大賞」（都市景観100選）を受賞するなど、本市の新しい顔として市民に広く親しまれています。



蔵本通りの屋台



蔵本通り(芸術の広場)

阿賀マリノポリス

阿賀マリノポリス地区は、瀬戸内海の主要航路と東広島呉自動車道の結節点として、新たな産業・物流・交流拠点の形成を進めています。

土地利用：ふ頭用地、工業用地、港湾関連用地、交流厚生用地、緑地、道路用地

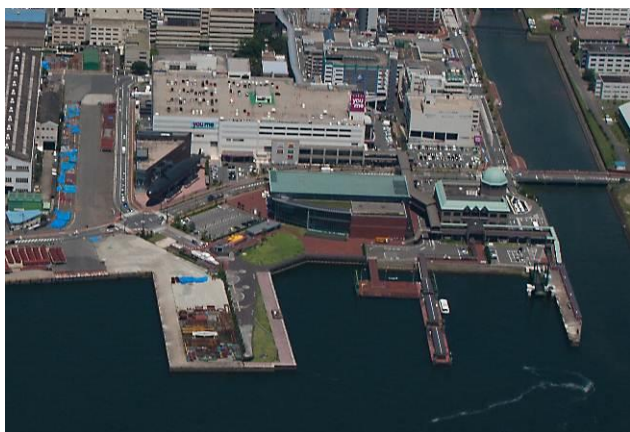
埋立面積：約46.4ha

- 平成6年10月 埋立着工
- 平成8年5月 埋立竣工(1工区)
- (平成8年10月 ひろしま国体ヨット競技開催)
- 平成18年11月 埋立竣工(2工区)
- 平成21年3月 企業進出第1号
- 平成23年3月 阿賀マリノ大橋開通
- 令和7年11月 阿賀マリノふ頭岸壁前面泊地拡充浚渫工事完了



阿賀マリノポリス地区

宝町地区整備事業



宝町地区

呉市の海の玄関口である呉中央棧橋があり、JR呉駅にも近接した交通の結節点であり、これらを活用して快適で賑わいのあるウォーターフロントの創出を推進しています。

土地利用：商業・アミューズメント用地、ターミナル用地、駐車場、緑地
地区面積：約5.5ha(うち埋立面積約3.5ha)

- 平成12年7月 旅客ターミナル完成
- 平成16年8月 JR呉駅とを結ぶ自由通路完成
- 平成16年9月 民間商業施設オープン
- 平成17年4月 大和ミュージアムオープン
- 平成19年4月 てつのかじら館オープン
- 令和7年2月 大和ミュージアムリニューアル工事着手

呉駅南拠点整備土地地区画整理事業

JR呉駅に隣接する魅力あふれる都市空間を形成するため、土地地区画整理事業の実施により道路・公園等の都市基盤を整備し、新たな商業・居住機能などの集積を図りました。

地区面積 : 約 4.5ha
 土地利用 : 宅地 2.6ha, 道路 1.8ha, 公園 0.1ha
 事業期間 : 平成 10 ~ 14 年度

〔関連事業〕平成 17 年 3 月 JR 呉駅宝町自由通路, エレベーター完成
 平成 17 年 10 月 レクレオープン
 令和 7 年 10 月 レクレリニューアルオープン



呉駅南地区

東広島呉自動車道



阿賀IC(呉方面)完成

呉市と山陽自動車道を結ぶ自動車専用道路として、国土交通省が整備を進めています。

全延長 32.8 km (うち呉市域 10.1 km)
 車線数 4 車線

【山陽自動車道高屋JCT～馬木IC】

平成 8 年 4 月 工事着手
 平成 19 年 11 月 暫定 2 車線供用開始 (上三永～馬木)
 平成 22 年 3 月 暫定 2 車線供用開始 (高屋～上三永)

【馬木IC～黒瀬IC】

平成 19 年 9 月 工事着手
 平成 27 年 3 月 暫定 2 車線供用開始

【黒瀬IC～阿賀IC】

平成 12 年 3 月 工事着手
 平成 24 年 4 月 暫定 2 車線供用開始
 平成 29 年 3 月 阿賀 IC 立体化工事着手
 令和 4 年 3 月 阿賀 IC(呉方面)完成

休山トンネル (一般国道 185 号)

呉市中心部と阿賀地区及び広地区を結ぶ一般国道 185 号バイパスとして、国土交通省により整備されました。

全延長 2.6km (うちトンネル部 1.7km)
 車線数 4 車線

平成 6 年 11 月 工事着手 (長迫側国道取付部)
 平成 12 年 9 月 休山トンネル貫通
 平成 14 年 3 月 暫定 2 車線供用開始
 平成 16 年 8 月 分離壁完成 (休山悠路)
 平成 27 年 1 月 II 期工事着手 (阿賀側国道取付部)
 平成 31 年 3 月 4 車線供用開始 (完成)



長迫側トンネル抗口

警固屋音戸バイパス (一般国道 487 号)



第二音戸大橋

呉市中心部と音戸地区及び倉橋地区を結ぶ一般国道 487 号のバイパスとして、広島県が音戸の瀬戸を跨ぐ第二音戸大橋を新たに整備しました。

全延長 3.9km (第二音戸大橋【日招き大橋】橋長 492m)
 車線数 4 車線

平成 11 年 7 月 工事着手 (警固屋高架橋)
 平成 23 年 4 月 第二音戸大橋上部工一括架設
 平成 25 年 3 月 暫定 2 車線供用開始

景観計画

◆ 呉市の景観計画

呉市は、山、海、島等の自然との交わりの中で、それぞれの地域が有する歴史、文化等と、市民の生活及び経済活動との調和により形成されています。これらの環境は本市の良好な景観の形成にあたって貴重な財産であることから『山と海の交わりの中で、自然、生活、歴史、文化が溶け込む景観づくり』を基本理念として、『守る』『育てる』『つなぐ』をキーワードに、平成20年1月11日に「呉市景観計画（呉市告示第15号）」を策定しました。

景観形成に当たっての施策の基本理念及び施策の基本となる事項を定めるとともに、自然環境を保護し、緑化を推進することにより、快適なまちづくりに資することを目的に呉市景観条例を平成19年4月1日から施行しました。

景観計画では、良好な景観の形成に関する計画区域としてそれぞれの地域特性を持った3地域を「景観計画区域」に指定し、その区域の中で重点的に景観の形成に取り組む地域を「景観づくり区域」として7か所指定しています。

景観重要樹木の指定（平成27年度）

- ① 美術館通りのクロマツ・ケヤキ・イロハモミジ
- ② 青山通りのクロマツ
- ③ 音戸の瀬戸のヒラドツツジ



音戸の瀬戸のヒラドツツジ



音戸大橋と第二音戸大橋



桂浜の松並木



桂浜と火山



蘭島閣美術館



朝鮮通信使再現行列



御手洗伝統的建造物群保存地区



御手洗地区の町並み



野呂山さざなみスカイライン



野呂山からの眺望



美術館通り



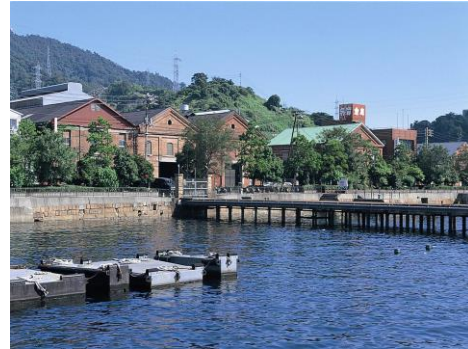
屋台



蔵本通りと堺川



潜水艦基地の夕暮れ

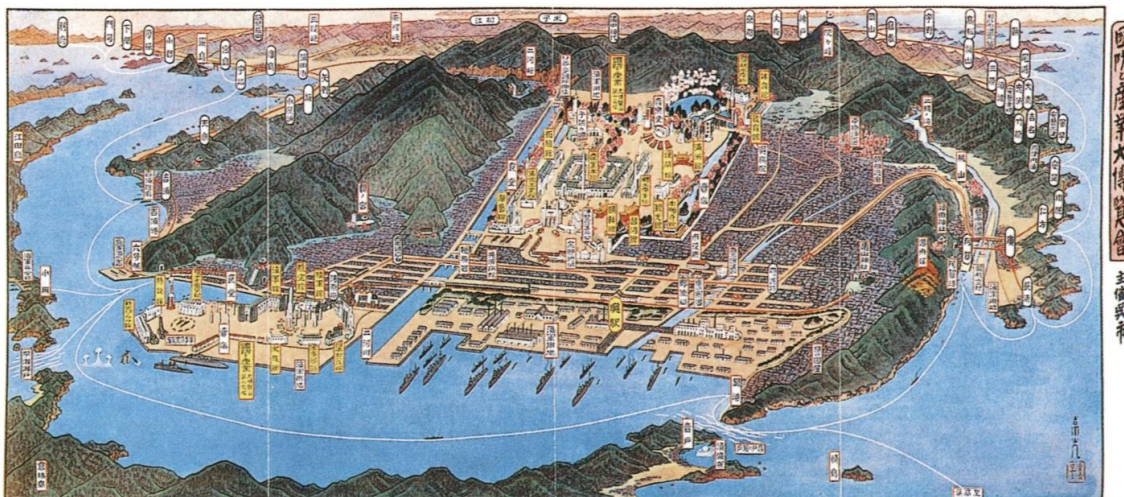


レンガ倉庫群



◆ 呉市の歴史

年月日	記 事	年月日	記 事
明治		大正	
19. 5. 4	第二海軍区鎮守府の位置を安芸郡呉港に設定	2. 5.	焼山～吉浦間道路開通
19. 11. 26	第二海軍区鎮守府起工式挙行	2. 8.	呉市上水道計画なる
19. 12. 21	通称宮原上道路（旧県道）起工（明治 20. 2. 14 完工）	3. 3.	呉～焼山間国道（神山峠経由）竣工
21. 1.	吉浦～川原石間道路開削工事着工	3. 7.	長浜～小坪間道路改修工事竣工
22.	町村制の施行により、瀬戸島村及び渡子島村（旧音戸町）、倉橋島村（旧倉橋町）、内海村、三津口村、野路村、中切村、内海跡村、蒲刈島村（旧蒲刈町）となる	3. 10.	上二河橋（現上山手橋）竣工
22. 7. 1	呉鎮守府開庁	3. 12.	小春橋（堺川）竣工
23. 4.	呉鎮守府水道（海軍専用施設）給水開始	4. 4. 3	本庄貯水池（海軍）工事完了
24.	蒲刈島村から上蒲刈島村と下蒲刈島村に分離して村制を施行	5. 11.	二河公園竣工（総面積 32,600 坪）
32. 3. 19	広村二級の滝に発電所完成 出力 750KW（全国初の高圧長距離送電）	6. 4.	呉に初めて自動車走る（鎮守府用）
35. 10. 1	安芸郡和庄町・荘山田村・宮原村・二川町を合併して呉町となり同時に市制を全国で 55 番目に施行、市役所を和庄町に置く 人口 57,169 人	6. 12. 10	呉商工会（現商工会議所）発足
36. 2. 2.	初代呉市長が就任	7. 3.	創設工事竣工（平原浄水場建設）全国で 34 番目
36. 9.	呉市消防組創立	7. 4. 1	海軍上水道分水工事完成 一般給水を開始
36. 11. 10	造兵・造船の 2 廠を合わせて呉海軍工廠となる	8. 6.	阿賀～三津間乗合バス運行開始
36. 12. 27	呉線（呉～海田市）鉄道開通、所要時間約 60 分（山陽鉄道会社）呉、吉浦、天応駅が開業	9. 10. 1	初の国勢調査 人口 130,354 人
37. 2.	日露戦争始まる	11. 2. 12	北迫町に最初の市営住宅 3 戸竣工
37.	呉駅前道路完成	11. 5. 17	広弁天橋竣工
38. 5.	市内電話開通	11. 5.	呉港が指定港となる（内港川原石、外港吉浦）
38. 6. 2	芸予地震により被害発生（死者 6 人、重傷 29 人）	12. 7. 1	呉都市計画区域の指定
40.	人口 92,625 人	14. 3. 1	呉市立図書館開設（仮開覧開始）
40. 7.	大阪商船、尾道～呉（川原石）一別府航路開設	14. 3. 3	呉都市計画区域の変更（阿賀町、警固屋町、吉浦町、広村を追加）
40. 11.	新栄橋、本格的な橋として完成（二河川）	14. 6. 5	呉～吉浦間国道開通（大正 5. 12 起工）
42. 10. 31	市街電車（西本通 3 丁目～本通 9 丁目）開通 日本で 6 番目（呉電気鉄道株）		
42. 12. 26	市街電車、呉駅前分岐線開通（現中央郵便局前から呉駅まで）		
43.	呉～熊野間道路開通		
44. 4. 13	市役所庁舎落成（木造 2 階建、延 684 坪）		
44. 10. 21	二河川以東の市内中心部にガス供給開始		
45. 4.	岩方通 5 丁目（現中央 3 丁目）に市役所庁舎落成		



「国防と産業大博覧会記念呉市名所図絵」昭和 10 年 3 月〈宇根クニ氏提供〉

年月日	記 事	年月日	記 事
昭和		昭和	
元. 2.	川原石に市営棧橋完成	21. 11. 1	呉復興都市計画公園・緑地決定
2. 4. 10	市内電車が本通 9 丁目～呉越間で運転開始	22. 2. 1	広島医大呉へ移転 (30 年 9 月広島へ転出)
2. 5. 22	焼山～呉間道路竣工 (二河奥観音堂前で竣工式)	22. 4. 5	新憲法による第 1 回市長, 市議会議員選挙
3. 4. 1	安芸郡吉浦町, 警固屋町, 賀茂郡阿賀町を呉市に編入 人口 169,095 人	22. 12. 15	国号 32 号 (現国道 31 号) 魚見山トンネル竣工 (昭和 16. 11. 16 起工, 同 18. 2. 7 貫通式)
3. 7. 13	呉都市計画用途区域 (4 地域) 決定	23. 1. 1	呉港開港 貿易港に指定される
4. 1. 16	昭和橋 (堺川) 開通式 (昭和 33. 3. 29 架替)	24. 4. 19	警固屋冠崎～大入～阿賀循環道路開通式
4. 6.	呉消防組本部に 32m の望楼設置	24. 5. 20	緊急失業対策法施行 失業対策事業始まる
5. 6. 28	都市計画事業に基づく呉市最初の区画整理事業として, 呉市平原土地区画整理組合設立	24. 7.	準防火地域を都市計画決定
5. 10.	呉～広間道路竣工 (大正 14. 1. 24 起工)	24. 9. 5	仁方築港完成 (昭和 18. 5. 24 起工)
5. 10. 26	市内バス営業開始 (芸南電気軌道株)	25. 6. 26	呉都市計画用途地域を全面的見直し
5. 12. 30	電車 呉～広島間開通 (広交叉点～広工廠・門前)	25. 6. 28	旧軍港市転換法公布施行
6. 11. 11	呉～警固屋間道路(宮原通 13 丁目～警固屋通 1 丁目) 改修工事起工	26. 1. 20	呉市中央卸売市場開設 (全国で 11 番目県下で広島市に次いで 2 番目)
7.	旧音戸町と渡子島村が合併して音戸町に	26. 2. 15	国道魚見山トンネル開通 (呉～吉浦間 860m)
8. 6. 7	呉トンネル (国鉄休山トンネル) 貫通 (起工 7. 4. 1)	26. 6.	呉港 重要港湾に指定
8. 11. 11	阿賀築港起工式 (昭和 14 年度竣工)	26. 9. 21	第 6 回国民体育大会開催 (広島県)
9. 10.	仁方錦町～戸田間小須磨道路竣工 (昭和 5 年起工)	26. 10. 27	市営二河球場完工
10. 3. 27	国防と産業大博覧会が二河公園で開催 (会期 5. 10 まで)	27.	倉橋島村に町制を施行し, 倉橋町と改称
10. 11. 24	国鉄三呉線 (呉～糸崎間 95. 8 km) 開通	27. 5. 6	海上保安大学校呉市に開設 (東京都から移転)
11. 2. 10	広～長浜港間道路竣工 (昭和 8. 4 起工)	27. 7. 10	呉市が港湾管理者となり港湾部発足
12. 2. 16	都市計画事業に基づき, 広中央土地区画整理組合設立	28. 5. 18	呉～三原間県道が国道 185 号に指定
13. 3. 25	支那事変大博覧会が二河公園で開催 (入場者 1 日平均 2 万 7 千人余)	28. 12. 25	呉陸橋竣工式 (鉄道と立体交差)
13. 10. 15	呉～広島間国道 32 号線 (現国道 31 号) 開通 (仮通行)	29. 5. 16	長浜～小坪間道路開通祝賀式
15. 8. 8	世界最大の戦艦「大和」進水 (竣工 昭和 16. 12. 16)	29. 7. 1	海上自衛隊呉地方隊・呉地方総監部開設
16. 4. 21	軍の要請に基づき賀茂郡広村・仁方町を呉市に編入 人口 259,584 人	30. 9. 30	台風 22 号により豊栄新開決壊, 流出・浸水家屋 1,753 戸 (災害救助法適用)
16. 11. 15	沿岸タクシーを買収し市営バスとなる	31. 10. 1	安芸郡天応町, 昭和村, 賀茂郡郷原村を呉市と合併 人口 209,987 人
17. 12. 1	芸南電気軌道株を買収し市営電車となる	31. 10. 1	国立呉病院開設
18. 2. 20	呉～西条間県道起工式	32. 3. 30	音戸の瀬戸改修工事完工 1 千トン級船舶の航行可能となる
18. 3.	下三永水源地完成 (2. 6 通水式)	33. 3. 20	下水道事業に着手
18.	人口 404,257 人となり過去最高となる	33. 3. 23	呉中央棧橋完成
18. 12.	広・郷原の境に発電用ダム完成 (二級ダム)	33. 4. 20	第 1 回呉みなと祭開催 (5. 15 まで)
19.	内海町, 三津口町, 野路村が合併して安浦町に	34. 3. 21	近畿大学呉工学部開校
20. 3. 19	呉地方に米軍の第 1 回空襲, 艦載機延約 350 機来襲, 軍艦及び工廠を中心に銃爆撃, 死者 29 人	35. 1. 12	港湾法に基づき呉港臨港地区の分区を指定
20. 7. 1	呉空襲 (第 3 回空襲) 市内中央部壊滅 死者 1,817 人 被災家屋 22,168 戸	36. 12. 3	音戸大橋開通 (S49. 8. 1 無料化)
20. 8. 15	第 2 次世界大戦終結	37. 4. 7	呉市庁舎 市民会館落成 (庁舎移転 11～15 日)
20. 9. 17	枕崎台風 死者 1,154 人, 負傷者 440 人, 流出家屋 1,162 戸, 半壊家屋 792 戸	37. 11. 1	音戸ロッジ営業開始 (当時 1 泊 2 食付 700 円)
20. 11. 1	戦後初の人口調査実施 人口 152,184 人	38. 3. 30	呉市開発公社発足
21. 10. 4	呉復興都市計画街路, 呉復興都市計画土地区画整理決定	38. 5. 7	県道平谷呉線開通式
21. 10. 4	特別都市計画法に基づき特別都市指定を受ける	38. 10. 16	焼山団地 (桜ヶ丘団地) 造成完了 昭和地区の住宅化が促進
		39. 4. 1	国立呉工業高等専門学校開校
		39. 4. 25	呉市体育館落成
		39. 12. 25	呉市消防局, 西消防署庁舎完成
		40. 12. 10	太田川東部工業用水道第 1 期工事完了 (呉市へ送水開始)
		41. 7. 1	水道局新庁舎完成

年月日	記 事	年月日	記 事
昭和		昭和	
42. 4. 1	入船山記念館 郷土史料館として開館	57. 6. 20	焼山団地循環バススタート
42. 7. 9	昭和42年7月豪雨 死者88人 負傷者467人	57. 7. 26	呉市中央卸売市場移転開場
42.12.17	呉市営電車廃止	57. 8. 18	川原石(南)地区埋立地竣功(11.25供用開始)
43. 2. 10	仁方第1トンネル開通	57. 8. 21	呉市立美術館完成
44. 1. 24	新宮下水処理場一次処理開始	57.12.23	呉駅と中央棧橋を結ぶ「呉駅宝町歩道橋」完成
44. 2. 27	宝町内貿ふ頭完成	58. 4. 9	呉市営蔵本駐車場開設
45. 8. 20	米国ブレマトン市と姉妹都市縁組	59. 2. 1	二河屋内練習場オープン
45.10. 1	国鉄呉線電化開通	59. 3. 24	広島中央テクノポリス開発計画の承認(地域指定)
46. 1. 16	広島圏都市計画区域の指定(当時3市17町)	59. 4. 24	二河公園一帯に、スポーツ会館、バレーボール場、弓道場オープン
46. 3. 12	広島圏都市計画区域に市街化区域・市街化調整区域を決定	59. 4. 27	つばき会館開館
46. 4. 27	大張矢山林火災が発生 消防士18人殉職(340ヘクタール焼失)	59. 5. 2	快適環境整備(アメニティタウン)計画対象市に指定される
46. 5. 29	中央棧橋 大型フェリー専用棧橋供用開始	59. 7. 21	都市景観形成モデル事業「水の広場」オープン
46. 7. 1	中国工業技術試験所開所(瀬戸内海大型水理模型を備える)	60. 3. 12	「呉市長期基本構想」、「国土利用計画」を3月定例会で可決
46.10. 1	豊栄交通公園開園	60.12. 2	呉市防災センター、東消防署庁舎完成
47. 3. 31	呉市斎場(焼山町字鍋土)完成	61. 3. 5	郵政省の未来型コミュニケーションモデル都市(テレトピア構想)に地域指定
47. 6. 3	堺川駐車場完成	61. 4. 8	呉女子短期大学開校
47. 6. 28	国道375号バイパス(広交差点～弁天橋交差点)供用開始	61. 7. 28	常盤橋(黒瀬川)完成
47.10. 1	呉市民憲章及び呉市民の花「つばき」呉市民の木「かし」と決定	61. 9. 7	第1回ワールドトライアスロンインひろしま開催 214人参加
48. 2. 8	「呉市長期総合計画」臨時市議会で可決	61.11. 1	市立中央図書館開館 蔵書能力30万冊
49. 8.	音戸大橋無料化	61.12. 6	船上新都市 くれフェニックス計画発表
49. 9. 27	仁方棧橋完成(10.1使用開始)	62. 3. 31	インテリジェント・シティ構想の地域指定
50. 3. 31	小坪住宅団地埋立完成	62. 4. 14	郷原大橋(黒瀬川)開通式
50. 3. 31	川原石(西)地区埋立地竣功(10.1供用開始)	62. 6. 4	コースタル・コミュニティ・ゾーンに狩留賀地区が指定を受ける
52. 9. 28	国道185号仁方第2トンネル開通	62. 7. 3	東広島呉自動車道が四全総の高規格幹線道路に組み入れられる
53. 5. 2	灰ヶ峰道路開通	62. 8. 10	美術館通りが「日本の道100選」に選ばれる
53. 9. 30	呉市破碎処理場竣工(10.1業務開始)	62.10. 4	昭和市民センター、図書館、体育館オープン
53.12.10	中通り買物公園「れんがどおり」オープン	62.11.30	神戸製鋼所呉工場撤退
54. 3. 26	東部市民センター(広公民館、図書館、東保健所、武道場)開設	63. 2. 1	呉市交通局新庁舎完成
54. 9. 1	本通大正町線改良工事(第1工区)完成	63. 2. 8	呉駅前西地区第一種市街地再開発事業開始
54.11.14	仁方ヤスリ団地落成(第2次)	63. 3. 26	警固屋地区土地造成事業竣功
54.12.25	建設省広島国道工事事務所呉出張所落成	63. 4. 1	JR呉線周辺を自転車等放置規制区域に指定
55. 1. 10	広第一土地区画整理事業開始	63. 4. 8	呉駅西駐輪場オープン
55. 3. 30	入船山記念館休憩所「旧東郷邸」落成	63. 6.	広駅横断歩道橋完成
55. 7. 9	大空山公園展望台竣功	63. 7. 10	蔵本通りが「手づくり郷土賞(やすらぎとuringおいのある歩道)」に選定
55.10.20	呉市虹村環境センター完成(11.1業務開始)	63. 8. 2	県営桑畑工業団地完成(昭和62.3着工)
55.12.20	呉市営温水プールオープン		
56. 7. 7	呉駅ビル、駅前広場オープン		
57. 5. 16	野外活動センター(つつじヶ丘キャンプ場)完成		



れんがどおりアーケード



JR呉駅ビル・駅前広場



都市景観形成モデル事業

年月日	記 事	年月日	記 事
平成		平成	
元. 4. 20	広島呉道路(呉～天応間) 暫定2車線開通	7. 9. 29	鳥取県名和町と友好都市提携
元. 6. 20	中央橋(蔵本通り) 完成	8.	蒲刈町新庁舎完成
元. 7. 28	海と島の博覧会呉会場開催(3日間)	8. 3.	広島県呉合同庁舎完成
元. 7. 28	蔵本通りが「日本の都市公園100選」に選定	8. 4. 27	複合施設「ビューポートくれ」オープン
元. 8.	東広島呉自動車道基本計画決定	8. 5. 8	阿賀マリノポリス地区整備(1工区) 完成
元. 10. 2	五月橋(堺川)完成	8. 7. 25	レイクパーク本庄完成
元. 10. 6	呉新世紀の丘開発構想を発表	8. 8. 30	広島呉道路が暫定2車線で全線開通
元. 10. 13	相生橋(名田白石線) 完成	8. 8.	堀切焼山南線(呉環状線) 2期工事完成
元. 10. 20	呉市文化ホール完成	8. 9. 8	ひろしま国体秋季大会開催(呉会場で女子バレーボール等5種目)
2. 2. 20	呉駅西駐車場オープン	9. 2. 16	吉浦支所、公民館完成
2. 3. 4	れんがどおりアーケード完成	9. 2. 17	「学びの丘」住宅団地造成完了
2. 3. 18	呉駅前西再開発ビル完成(呉そごうオープン)	9. 3. 10	「第3次呉市長期総合計画基本構想」「国土利用計画」を3月定例会で可決
2. 3. 18	呉駅西自由通路開通	9. 3. 24	すこやかセンターくれ完成
2. 6. 1	警固屋公民館・体育館完成	9. 4. 1	宝町本通線(国道31号以南)が県道呉港線に昇格
2. 6. 21	呉駅前西地区第一種市街地再開発事業完了	9. 4. 1	蘭島閣美術館別館オープン
2. 7. 10	五月橋が「手づくり郷土賞(街灯のある街角)」に選定	9. 4. 4	広駅前自転車等駐車場オープン
2. 7. 14	堀切焼山南線(呉環状線) 一部開通	9. 7. 19	狩留賀海浜公園オープン
2. 7. 29	呉テクノパーク開設	10. 1. 1	呉港開港50周年
2. 9. 17	小春橋(堺川)完成	10. 3. 20	「呉市緑の基本計画」作成
2. 12. 6	スペインのマルベージャ市と姉妹都市縁組	10. 4. 1	広島県呉豊栄高等学校を呉高等学校に校名変更し、総合学科に移行
3. 3. 31	町田橋(黒瀬川)完成	10. 4. 13	社会保険健康センター「ペアレ呉」オープン
3. 9. 27	台風19号が広島県を直撃	10. 7.	狩留賀海浜公園が「手づくり郷土賞」受賞
3. 10. 4	市中央部約130haが都市景観大賞の都市景観100選部門で建設大臣賞を受賞	10. 8. 31	呉ポートピアランド閉園
3. 11. 20	古新開土地地区画整理事業認可	10. 11. 7	宮原公民館完成
3. 12. 9	長谷工業団地完成	11. 2. 1	中心市街地活性化基本計画を策定
4. 3. 19	呉ポートピア駅 横断歩道橋完成	11. 2. 7	広駅前広場オープン
4. 3. 20	呉ポートピアランドオープン	11. 2. 7	JR快速「安芸路ライナー」運行開始(呉-広島間25分)
4. 3. 21	マリンパーク川原石(約1.6ha) 完成	11. 3. 24	県内公営交通初「ノンステップバス」運行開始
4. 8.	呉市高齢者保健福祉基本構想策定	11. 3. 28	堺川に交流広場「楓橋」完成
4. 10. 18	阿賀支所・公民館完成	11. 4. 1	市営本通駐車場(124台)完成
5. 3.	灰ヶ峰のふれあいの森完成	11. 4. 30	呉平谷線・上二河区間(トンネルを含む) 開通
5. 4. 1	主要地方道呉倉橋島線が国道487号に昇格	11. 5. 1	「ボンネットバス」市内観光循環線に復活
5. 4. 9	呉市立美術館別館完成	11. 6. 28	国道31号CCB(電線類地中化)の完成
5. 4. 20	グリーンヒル郷原オープン	11. 6. 29	梅雨前線集中豪雨 死者8人2時間雨量136mm
5. 10. 4	音戸の瀬戸公園に「さくらの里」誕生	11. 7. 7	「呉市都市計画マスタープラン」作成
5. 11. 23	仁方支所・公民館・消防出張所完成	11. 10. 8	第1回生涯学習フェスティバル in 呉開催
6. 4. 21	天応浄化センター完成	11. 10. 12	韓国昌原市(当時は鎮海市)と姉妹都市縁組を結ぶ
6. 4. 28	二級峡トンネル(国道375号) 完成	12. 1. 18	安芸灘大橋開通
6. 7. 4	豊町御手洗地区が国重要伝統的建造物群保存地区指定	12. 3. 27	新栄橋(呉駅前三条線) 完成
6. 7. 10	青山通りが「手づくり郷土賞(ふるさとを紹介する道)」に選定	12. 4. 22	「道とくらしの未来博」開催
6. 9. 9	呉地方拠点都市地域の指定を受ける(1市12町)	12. 6. 1	危険区域を明記した「防災マップ」を作成
6. 10. 2	広島アジア大会開催(女子バレーボール, 野球) 11日まで	12. 6. 13	新栄橋が「全国街路事業コンクール(建設省)」で特別賞受賞
6. 10. 11	阿賀マリノポリス地区工事着工	12. 7. 3	呉中央棧橋ターミナルオープン
6. 11. 10	休山トンネル取付道路建設工事着工	12. 7. 7	ワークショップ方式により計画策定した本通
6. 11.	呉平谷線・上二河トンネル着工	12. 7. 20	第2公園完成
6. 12. 26	蔵本通りが「新・日本街路樹100景」に選定	12. 7. 20	呉ポートピアパークオープン
7. 3.	本通アーケード完成	12. 9. 7	休山トンネル貫通
7. 3.	県営郷原工業団地造成完了	12. 10. 6	呉地域産業振興センター開設
7. 4. 7	呉大学開校 第1回入学式	12. 11. 1	特例市に指定される
7. 4. 28	戦後50周年事業実施(昭和トリップ村を再現)	12. 11. 1	バスロケーションシステム導入
7. 5. 25	呉市駐車場案内システム稼働		
7. 5. 26	呉地方拠点都市地域基本計画の承認		

年月日	記 事	年月日	記 事
平成		平成	
12. 11. 3	第 15 回国民文化祭ひろしま 2000in くれ開催	19. 4. 1	呉市景観条例を施行
12. 12. 11	呉港港湾計画改訂 (第 4 回)	19. 4. 5	海上自衛隊呉史料館 (てつのくじら館) 開館
12. 12. 22	天応～切串 (江田島町) のフェリー航路開設	19. 8. 31	国民宿舎 音戸ロッジ閉鎖
13. 3. 5	宝町地区整備 (ポンド埋立) 完成	19. 11. 3	東広島呉自動車道の馬木 IC～上三永 IC が開通
13. 3. 20	虹村公園野球場完成	20. 1. 19	音戸市民センター完成
13. 3. 24	芸予地震発生 震度 5 強 死者 1 人	20. 2. 2	てつのくじら館の来館者が 50 万人を突破
13. 5. 3	中国・温州市と「友好港」提携	20. 3. 1	呉市景観計画を施行
13. 8. 21	「呉市移動円滑化基本構想」策定	20. 3. 17	焼山押込線 (2 工区) 開通 (焼山西 1 丁目～焼山西 3 丁目)
13. 10. 6	ねんりんピック広島大会開催 (呉会場でソフトボール交流大会実施)	20. 7. 20	大和ミュージアム「カフェテラス」オープン
13. 12. 1	「呉市狭あい道路整備事業」スタート	20. 11. 18	豊島大橋 (愛称 アビ大橋) 開通
14. 3. 6	JR 呉駅西自由通路, エレベーター完成	21. 3. 6	阿賀マリノポリス地区に企業進出第 1 号
14. 3. 21	本通阿賀線「休山新道」暫定 2 車線開通	21. 5. 26	焼山中央線 (焼山西 3 丁目～焼山中央 4 丁目) 開通
14. 3. 23	「JR 新広駅」開業	21. 9. 26	天応～切串航路の天応ポートピア棧橋供用開始
14. 4. 1	呉チャレンジ・コアがオープン	22. 2. 26	焼山押込線 (2 工区) 開通 (焼山西 3 丁目～焼山北 1 丁目)
14. 4. 1	広島国際大学の呉キャンパス開学 (社会環境科学部の新設)	22. 3. 13	れんがどおりアーケードリニューアル
14. 7. 27	堺川可動堰完成	22. 3. 28	ふるさと林道郷原野呂山線開通
14. 10. 1	呉市制 100 周年記念式典開催 人口 203,034 人	22. 4. 1	呉市東部火葬場 (安浦町大字安登) 供用開始
14. 10. 2	旧倉橋町町制施行 50 周年	22. 4. 5	呉市景観計画を変更
14. 12. 1	呉市交通局発足 60 周年記念式典	22. 4. 10	二河公園多目的グラウンド完成
15. 3. 3	郷原支所, 公民館改築オープン	22. 4. 26	苗代郷原線開通 (郷原 IC～桑畑工業団地)
15. 3. 8	呉市総合体育館 (オークアリーナ) オープン	22. 6. 28	広島呉道路 (クレアライン) 無料化の社会実験開始
15. 3. 20	ごみ処理施設 (クリーンセンターくれ) 完成	22. 6. 28	旧軍港市転換法 施行 60 周年
15. 3.	警固屋バイパス (暫定 2 車線) 供用開始	22. 7. 6	呉中央棧橋フェリー乗り場運用開始
15. 4. 1	安芸郡下蒲刈町と合併 人口 206,220 人	22. 7. 20	阿賀マリノポリス地区緑地供用開始
15. 12.	JR 呉線 (呉～広島) 開業 100 周年	22. 11. 1	秋月港 (江田島市)～呉港 (呉市) の旅客船航路廃止
16. 1. 23	呉東部中継センター (旧川尻町) 竣工	22. 12. 4	安浦市民センター落成式
16. 1. 24	動物愛護センター「くれアニマルパーク」完成	22. 12. 20	「第 4 次呉市長期総合計画基本構想」を 12 月議会で可決
16. 2. 28	三之瀬御本陣芸術文化館完成	23. 2. 21	天応第 2 期埋立地売買契約締結
16. 3. 13	音戸観光文化会館「うずしお」開館	23. 3. 18	苗代工業団地 (2 期) 造成完了
16. 4. 1	豊田郡川尻町と合併 人口 213,549 人	23. 3. 26	阿賀マリノ大橋開通
16. 7. 1	海上自衛隊呉地方隊創設 50 周年記念式典	23. 3. 30	藤脇・釣士田バイパス開通
16. 8. 23	天応第 2 期埋立地竣工	23. 3. 31	安浦駅北土地区画整理事業造成完了
16. 8. 27	休山トンネル分離壁 (休山悠路) 完成	23. 3. 31	JR 安浦駅歩道橋完成
16. 9. 8	宝町地区にイゾミ「ゆめタウン呉」オープン	23. 4. 24	第二音戸大橋 アーチ中央部を一括架設作業
17. 3. 5	東広島呉自動車道の横路トンネルが貫通	23. 6. 19	広島呉道路 (クレアライン) 無料化社会実験終了
17. 3. 20	安芸郡音戸町, 倉橋町, 蒲刈町, 豊田郡安浦町, 豊浜町, 豊町と合併 人口 259,224 人	23. 10. 29	阿賀虹村線「虹村大橋」開通
17. 3. 31	J R 呉駅宝町自由通路, エレベーター完成	23. 11. 1	呉市総合グラウンド改修オープン
17. 3. 31	広駅前地区土地区画整理事業の廃止	24. 1. 16	安芸灘大橋の通行料金値下げの社会実験開始
17. 4. 1	呉市総合スポーツセンター供用開始	24. 3. 31	呉市交通事業 (バス運行) 廃止 (広島電鉄 (株) へ移譲)
17. 4. 23	呉市海事歴史科学館 (大和ミュージアム) 開館	24. 4. 1	東広島呉自動車道 (阿賀～黒瀬間) 暫定 2 車線開通 (3. 31 開通イベント)
17. 10. 21	レクレビル (呉駅南側共同住宅) オープン	24. 11. 4	天応市民センター落成式典 (10. 22 支所業務開始)
18. 4. 1	新斎場 (焼山町) 供用開始	24. 12. 11	天応第 2 期埋立地で民間工場竣工
18. 7. 1	J R 安芸阿賀駅新駅舎と自由通路完成	25. 1. 31	そごう呉店閉店
18. 9. 1	狩留賀海浜公園, 呉ポートピアパークの管理を指定管理者に		
18. 9.	「第 3 次呉市長期総合計画基本構想」「国土利用計画」の改定を 9 月議会で可決		
18. 11. 10	阿賀マリノポリス地区整備 (2 工区; 41.9ha) 完成		
19. 3. 19	広市民センターで一部業務開始		
19. 3. 31	苗代工業団地 (1 期) 造成完了		

年月日	記 事	年月日	記 事
平成		平成	
25. 3. 27	警固屋音戸バイパス暫定2車線開通 (3.24開通イベント)	28. 4. 25	呉市を含む旧軍港四市が日本遺産に認定 「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」
25. 3. 28	川尻都市計画区域、安浦都市計画区域を統合 「川尻安浦都市計画区域」へ	28. 8. 20	阿賀マリノ上屋完成
25. 3.	呉市埋立処分場(広多賀谷)が受入終了	28. 12.	呉市上下水道局がつばき会館へ移転
25. 4. 1	豊浜町豊島地区で漁業集落排水処理施設の供用	29. 2.	呉市公式キャラクター「呉氏」誕生
25. 4. 1	呉市水道局と下水道部が上下水道局に統合	29. 3.	東広島呉自動車道 阿賀 IC 立体化工事着手
25. 4. 5	旧音戸小跡地で太陽光発電所事業の賃貸契約	29. 4. 28	台湾・基隆(キールン)市と姉妹都市提携
25. 4. 13	宮原ホテルの里完成	29. 6. 10	大和ミュージアム累計来館者数1,200万人突破
25. 7. 1	エアポートバス「呉広島空港線」運行開始	30. 2. 20	苗代工業団地(第1,2期)の分譲が全て完了
25. 12. 24	川尻支所移転	30. 3.	呉市を中心都市とした広島中央地域連携中枢都市圏(4市4町)を形成
25. 12. 24	歩道橋「第3音戸大橋」完成 (27日開通)	30. 4.	呉市水道100周年
26. 3.	呉市上下水道ビジョンを策定	30. 5. 24	日本遺産認定 「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」
26. 6. 30	豊支所等複合施設が業務開始	平成30年7月豪雨災害 死者29人(うち関連死4人)、負傷者22人、家屋全壊320棟、最大78,006世帯で断水	
26. 10. 1	市内6バス路線が「生活バス」としてスタート	31. 3. 10	本通阿賀線「休山新道」4車線開通
27. 1. 10	休山新道4車線化着工(起工式)	31. 3. 29	広島呉道路4車線化事業許可
27. 3. 15	東広島呉自動車道暫定2車線全線開通(3.7開通イベント)	31. 4.	宮原浄水場、本庄水源池、二河水源地及び鍋崎配水池に指定管理者制度を導入
27. 3. 21	バスロケーションシステム運用開始	31. 4. 27	呉市屋内プール完成
27. 3. 29	一般廃棄物最終処分場完成		
27. 3. 31	市営堺川駐車場廃止		
27. 4.	地域おこし協力隊を下蒲刈町と豊町に配置		
27. 5.	大和ミュージアムの来館者が1,000万人突破		
27. 9. 2	呉市景観計画を改定		
27. 11. 24	JR呉線全線開業80周年		
28. 1. 24	市役所新庁舎落成		
28. 2. 22	堺川駐車場解体撤去工事完成		
28. 4. 1	中核市に移行(全国で46番目) 人口232,393人		



安芸灘大橋



大和ミュージアム



呉新世紀の丘開発



呉市役所新庁舎



東広島呉自動車道 阿賀 IC 立体化(呉方面)



第二音戸大橋上部架設



てつこのくじら館



休山新道4車線開通



平成30年7月豪雨災害

年月日	記 事	年月日	記 事
令和		令和	
元. 7.	呉駅周辺地域総合開発検討会開催 全4回	4. 3. 1	呉駅周辺地域総合開発(第I期)事業協力者に「くれみらい」を選定
元. 9. 27	平成30年7月豪雨災害からの呉市復興計画策定	4. 3. 19	東広島呉自動車道 阿賀IC立体化(呉方面)完成
元. 10. 1	広島電鉄バスの一部路線が呉市生活バスに移管	4. 3.	市営合葬式墓地を供用開始
元. 11. 30	れんがどおりで道路の有効な活用策を探る実証実験	4. 4. 1	令和2年国勢調査の結果に基づき、安浦地域が過疎地域として追加指定
元. 11. 30	次世代モビリティ SORA(燃料電池バス)の交通社会実験	4. 4. 1	JR西日本広島支社が呉線の吉浦、安芸川尻、安浦を駅員が常駐しない無人駅とする
元. 12. 24	天応大浜三丁目で災害公営住宅に着工	4. 4. 15	都市再生推進法人にNPO法人「SYL(サポート・ユア・ローカル)」を指定
2. 1. 18	安芸灘大橋開通20年	4. 7. 31	大和ミュージアムの来館者が2005年5月4日の開館から17年3ヶ月で1500万人を超えた
2. 2. 7	日本製鉄(株)が日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所の令和5年9月での休止、閉鎖を発表	4. 8. 1	市総合スポーツセンター「ミツトヨスポーツパーク郷原」を産業団地として民間に売却する方針を正式発表
2. 3. 26	広島県が「基礎調査実施計画」に基づく土砂災害警戒区域等指定を完了 呉市の土砂災害警戒区域は4,072箇所	4. 8. 18	新型コロナウイルス1日の感染者が過去最多の750人
2. 4.	呉市消防局・西消防署新庁舎完成	4. 10. 1	呉市制施行120周年
2. 4. 18	呉市内で初めて新型コロナウイルスの感染者が判明	4. 10. 4	都市再生推進法人に一般社団法人KURE-PERSを指定
2. 4. 22	「呉駅周辺地域総合開発基本計画」を策定	4. 10. 4	戦艦大和の主砲を削り出したとされる大型旋盤の展示施設の整備に着手
2. 6. 18	中央公園(約2.4ha)の防災拠点化について事業の基本設計を公表	4. 11. 9	呉駅周辺地域総合開発(第I期)の実施事業者「くれみらい」を選定
2. 8. 1	天応地区の災害公営住宅(愛称;シーサイドテラス大浜、鉄骨造3階建て計44戸)の落成式	4. 12. 26	呉市バリアフリー基本計画を策定
2. 8. 18	広島呉道路の早期4車線化を目指す沿線6市町長等で「建設促進期成同盟会」を発足	5. 3. 10	呉市都市計画マスタープランを改定
2. 8. 20	米国ブレマントン市と姉妹都市提携50周年	5. 8. 4	広島圏都市計画高度利用地区を廃止
2. 9. 30	呉市立地適正化計画を策定	5. 9.	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区全設備休止
2. 10. 31	国土交通省の「ウォークアブル推進都市」に登録	6. 8. 26	そごう呉店跡地の後継建物の起工式
2. 11. 28	グリーンズローモビリティ実証実験を呉中央部で実施	6. 9. 30	呉まちなか公共空間デザイン計画を策定
3. 1. 22	自動運転バスの走行実験を24日まで実施	7. 2.	幸町地区総合整備方針策定
3. 2. 12	スマートシティ推進会議の第1回会合を開催	7. 2. 17	大和ミュージアム大規模リニューアル着工
3. 3. 6	主要地方道・呉平谷線の上二河工区着工の安全祈願祭	7. 3. 15	東広島呉道路が全線開通から10年
3. 3. 26	平成30年7月豪雨で被災した市の公共施設72施設(小中学校、市営住宅など)の復旧が完了	7. 3. 19	呉市立地適正化計画を改定(防災指針の追加)
3. 3.	第5次呉市長期総合計画(R3~12年度)を策定	7. 3. 31	住民基本台帳で人口が20万人を下回る
3. 3. 19	国道31号等呉駅交通ターミナル整備事業計画を策定	7. 4. 1	呉市・広島大学Town&Gown Officeを設置
3. 5. 14	広島県が新型コロナウイルスの感染状況を最も深刻な「ステージ4」に	7. 4. 10	音戸の瀬戸公園再整備の企業グループの一員としてホテル事業者と基本協定締結
3. 7. 18	広島呉道路の全線4車線化事業着工式を開催	7. 6. 1	市営駐車場・駐輪場を24時間営業に変更
3. 9. 29	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区が高炉休止	7. 7. 1	呉空襲から80年
3. 10. 6	広島大と呉高専が天応地区でグリーンズローモビリティの試験運行を15日まで実施	7. 7.	国土交通省の一般国道31号呉駅交通ターミナル整備工事が本格化
3. 10. 6	呉駅周辺地域総合開発(第1期)事業協力者の選定に係るプロポーザル募集(~1月31日)	7. 7.	ディスコが郷原町(約22ha)に新工場着工
3. 12. 3	音戸大橋開通60周年	7. 7. 30	広島呉道路4車線化の天応トンネル(391m)が貫通
4. 1. 9	広島県が呉市を含む10市3町をコロナウイルスまん延防止等重点措置区域に設定 1月31日まで実施	7. 11.	阿賀マリン頭岸壁前面泊地拡充浚渫工事完了
		7. 12. 15	次世代モビリティ導入に向けた交通社会実験
		8. 4. 1	県が黒瀬川流域を特定都市河川流域に指定



広島呉道路 呉IC付近 4車線化イメージ



呉駅周辺地域総合開発(完成イメージ)



中央地区



呉市の都市計画

改訂 / 令和 8 年 4 月
呉市都市部都市計画課
〒737-8501 呉市中央四丁目 1 番 6 号
TEL (0823) 25-3367

